

日本語教育関係 参考データ集

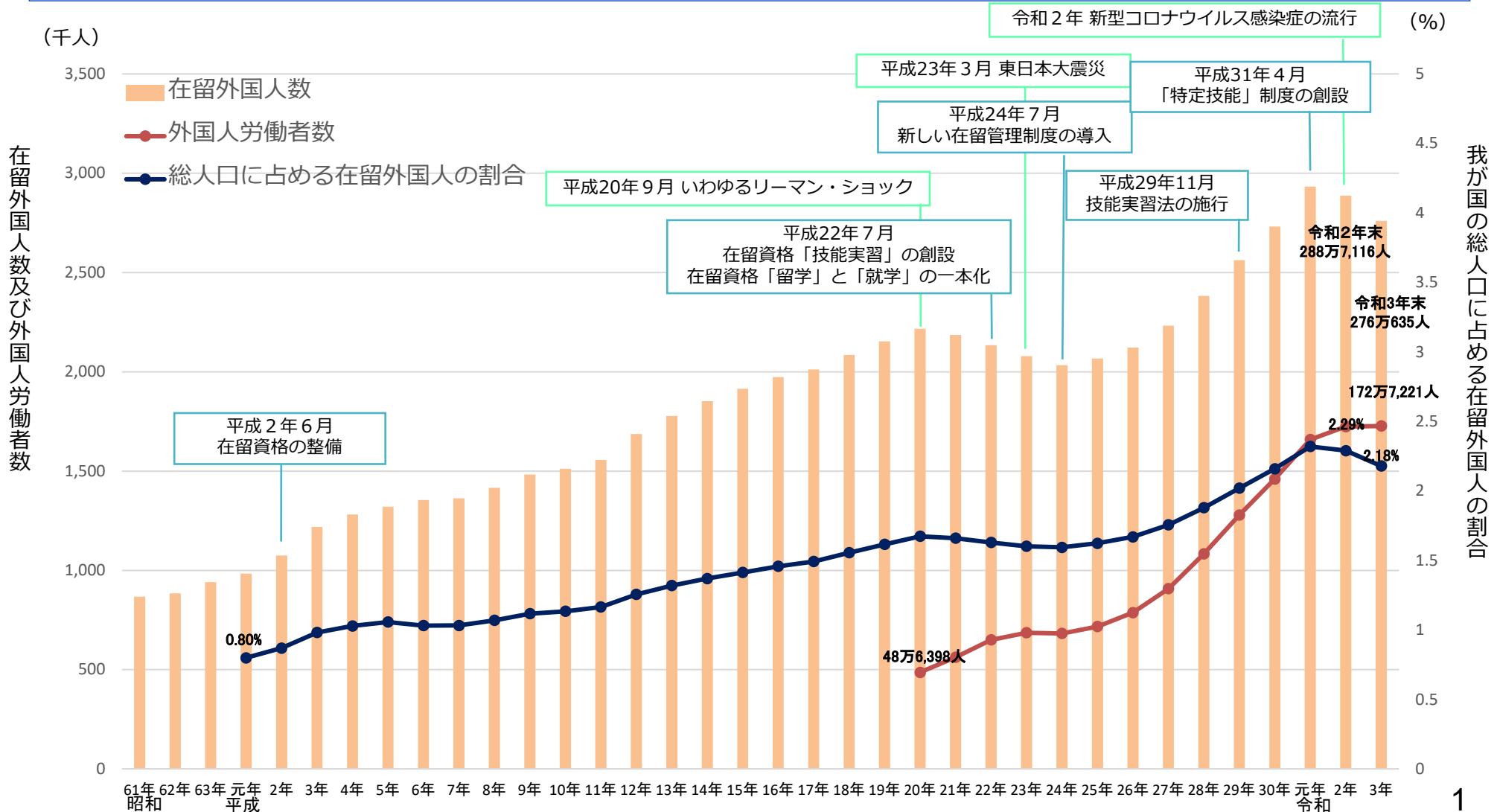
○日本語教育の学習者／機関／教師等	4
○日本語教育における養成・研修関係	35
○地域における日本語教育関係	44
○日本語教育に係る各種提言	50

令和4年11月
文化庁国語課

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

出入国在留管理庁 作成資料

- 令和3年末現在の在留外国人数は約276万人（出入国在留管理庁調べ）。
- 令和元年末に約293万人で過去最高を記録し、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、令和2年末には多少の減少が見られたが、長期的には増加傾向



（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（2022年8月）

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳(出入国在留管理庁 作成資料)

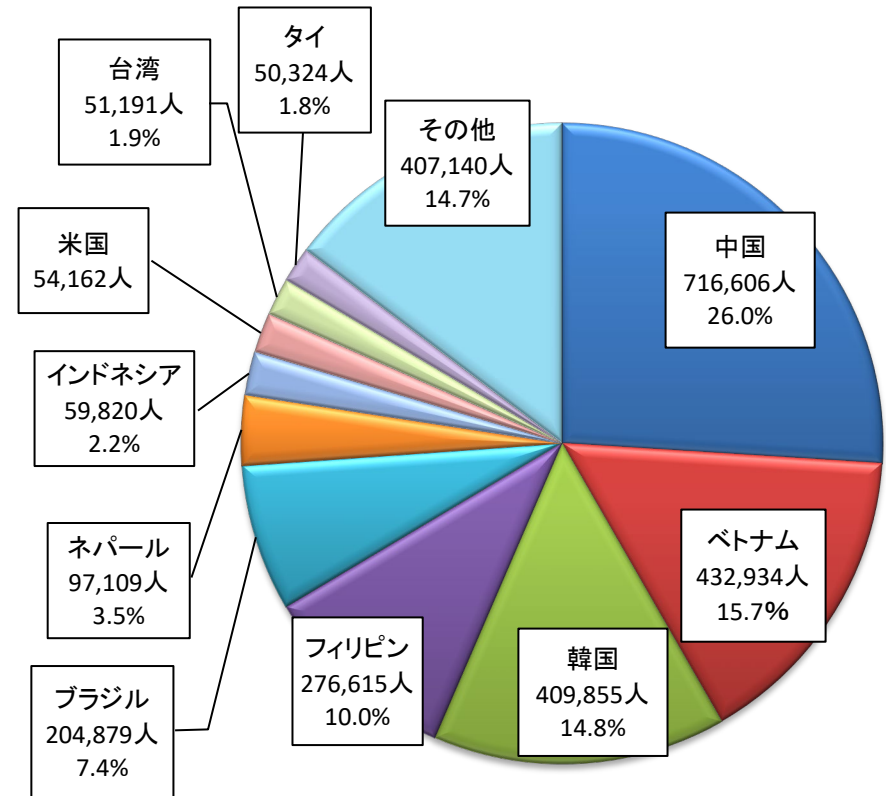
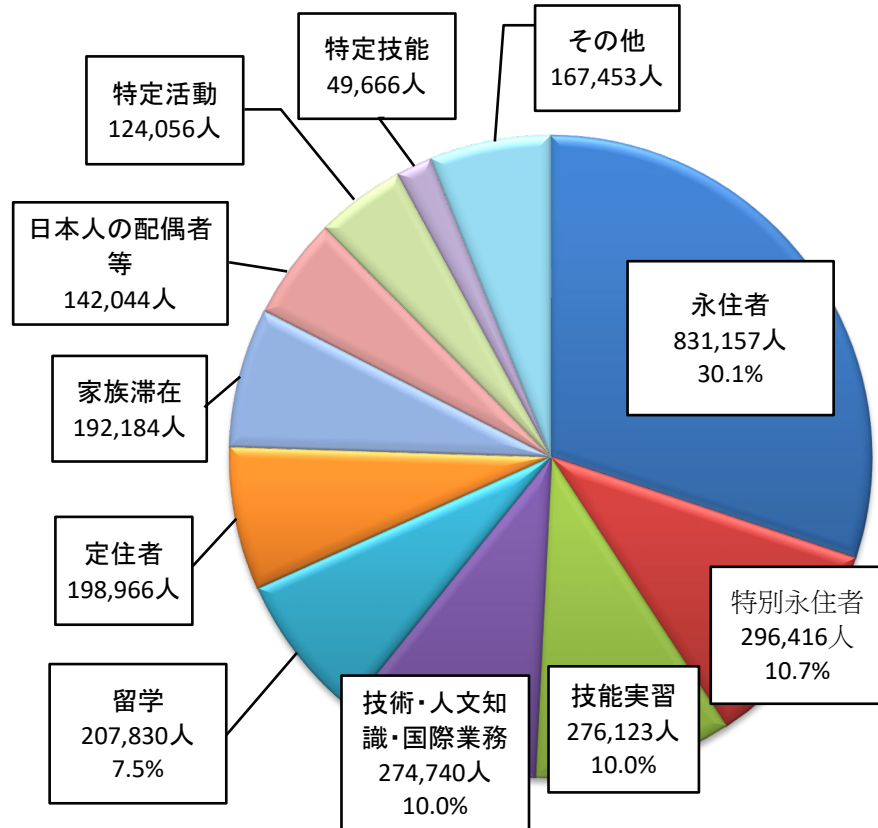
- 留学生とともに、就労目的や技能実習で在留する者が増加 ※次頁データ参照
- 非漢字圏の出身者も増加。

在留資格別

在留外国人数(総数) 276万635人

国籍・地域別

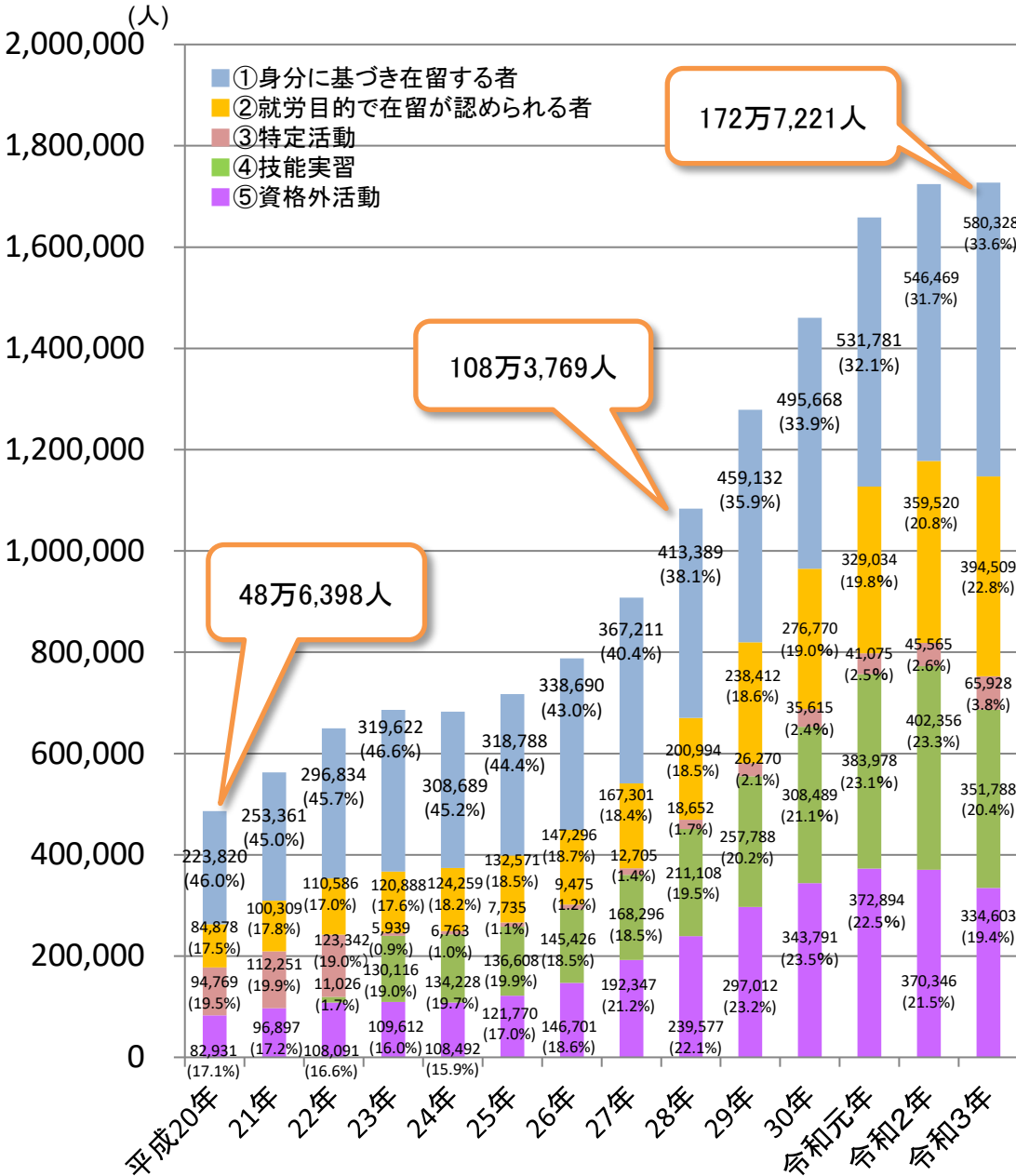
※令和4年6月の速報値は296万1,969人



(備考) 令和3年12月末時点

(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(2022年8月)

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約58.0万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約39.5万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約6.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約35.2万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

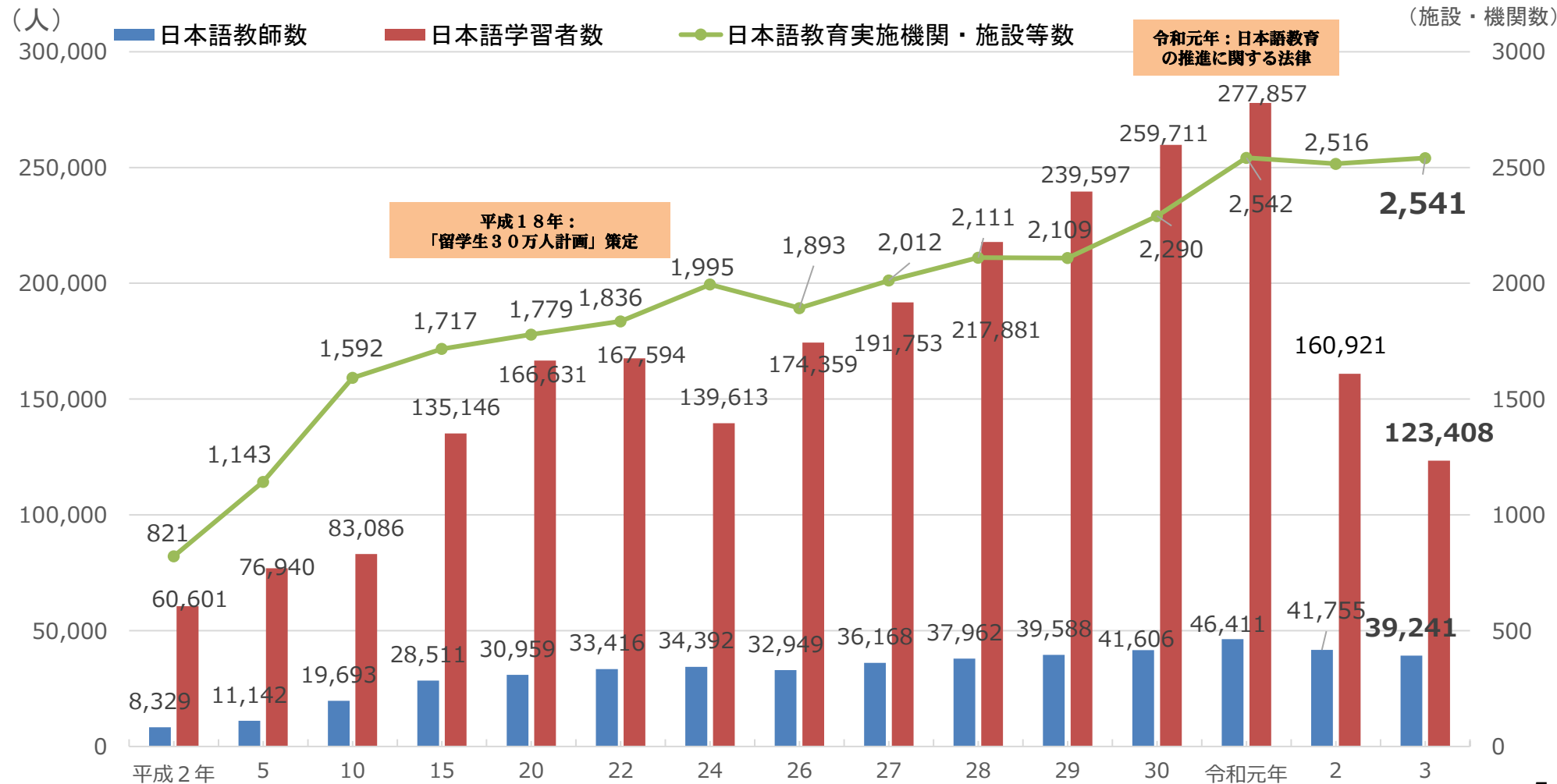
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.5万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

日本語教育の学習者／機関／教師等

国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

主体別日本語教育実施機関数/教師数/学習者数の内訳（令和3年度）

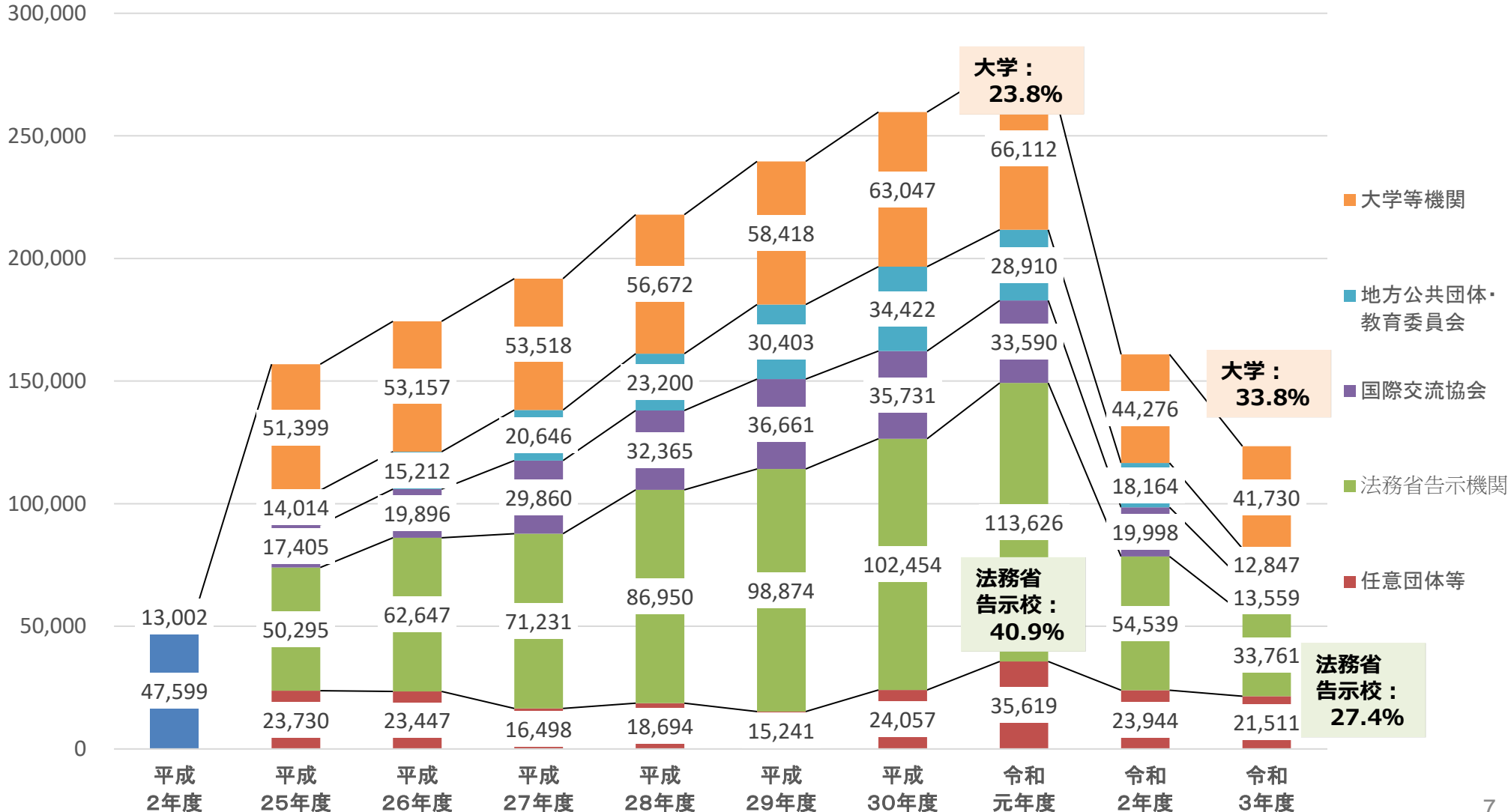
令和3年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	661(26.0%)	11,198(28.5%)	33,761 (27.4%)
大学等機関	531(20.9%)	4,380(11.2%)	41,730 (33.8%)
国際交流協会	339(13.3%)	8,070(20.6%)	13,559 (11.0%)
地方公共団体	255(10.0%)	4,353(11.1%)	7,188 (5.8%)
教育委員会	185(7.3%)	2,351(6.0%)	5,659 (4.6%)
任意団体	414(16.3%)	5,049(12.9%)	9,335 (7.6%)
その他	156(6.1%)	3,840(9.7%)	12,176 (9.9%)
合計	2,541	39,241	123,408

・ボランティア 48.0%
・非常勤による者 36.3%
・常勤による者 15.7%

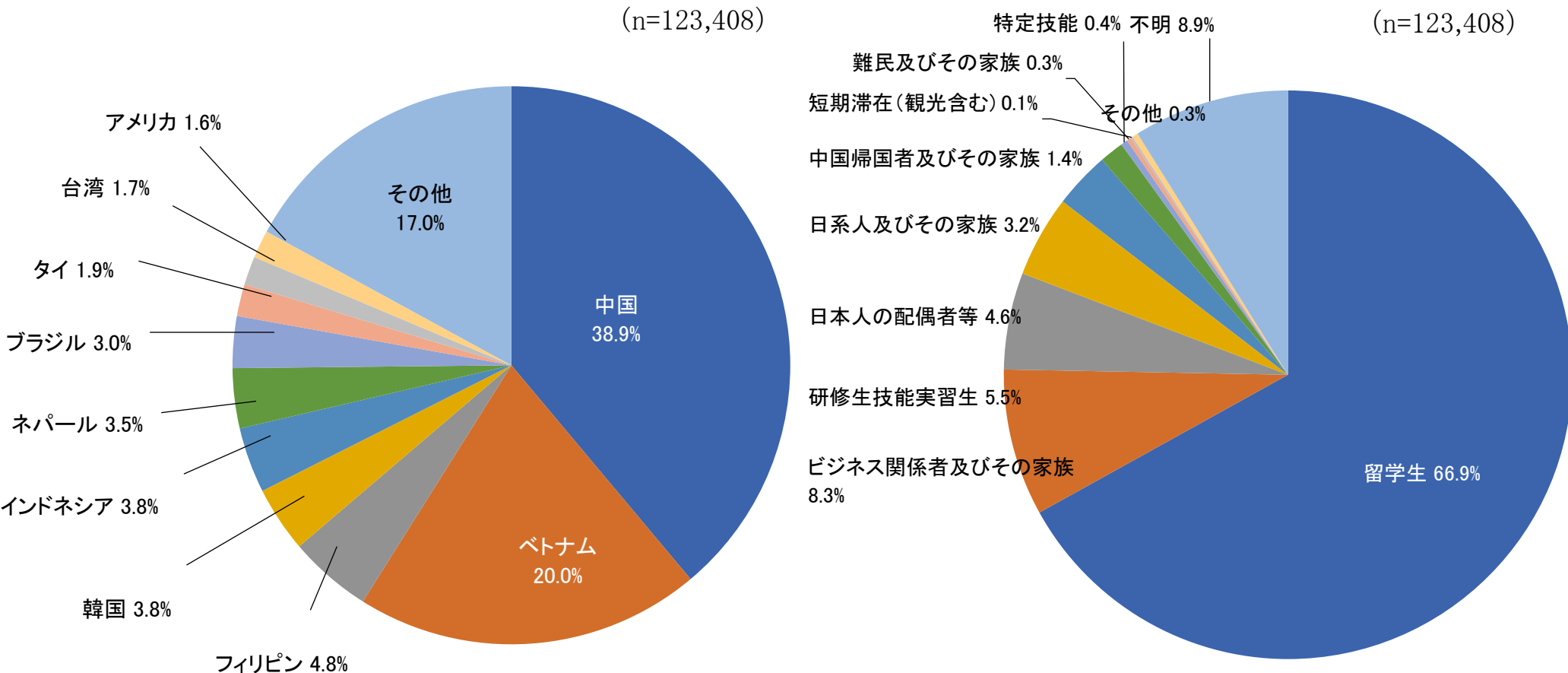
日本語学習者数の推移

○一貫して増加傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少。令和3年度は、大学等33.8%、法務省告示校27.4%、地方公共団体等10.4%、国際交流協会11.0%、任意団体17.4%であった。



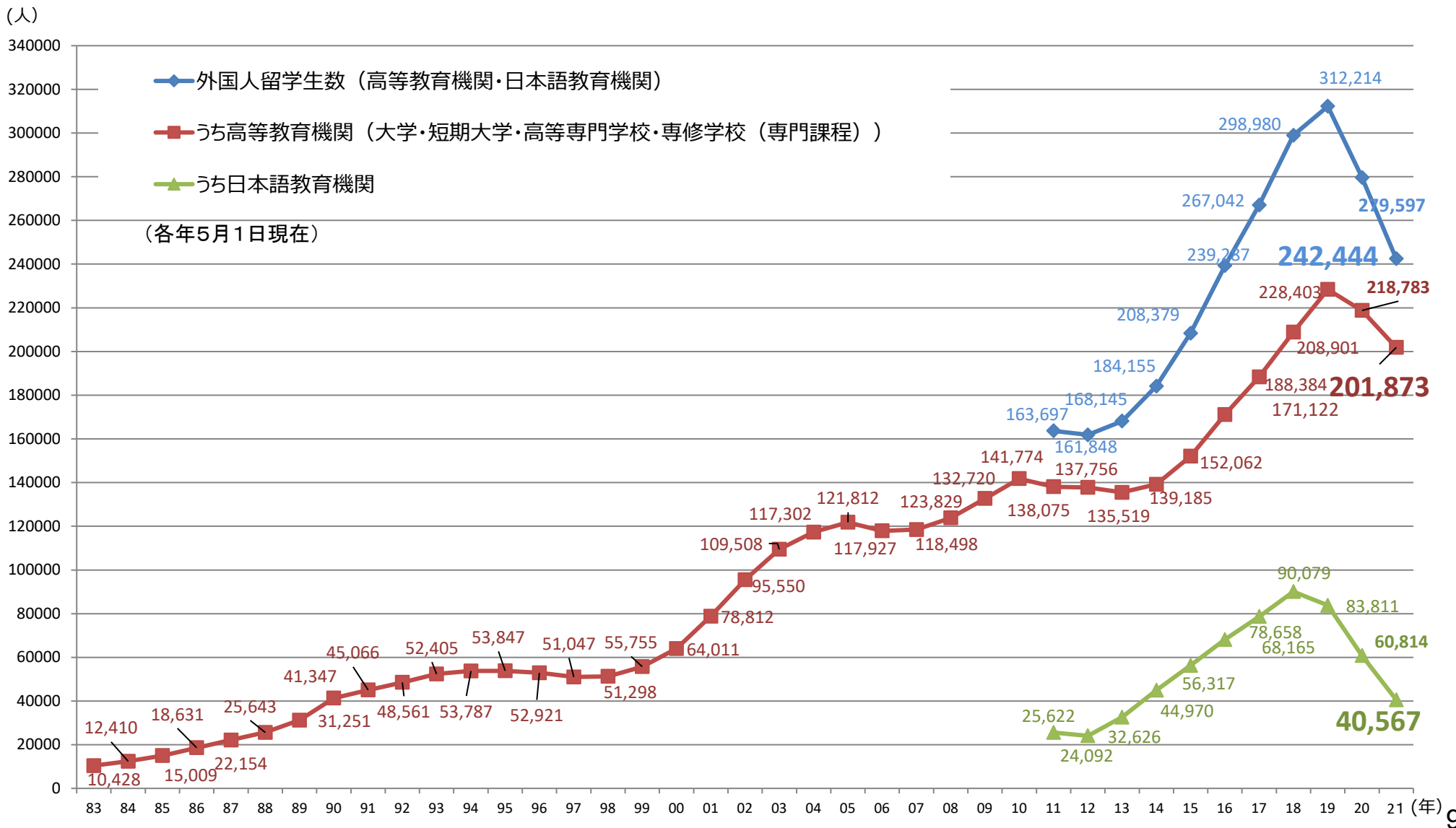
国内の日本語学習者数（国籍比率/属性）

- 約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナムで5割を超えている。
- 日本語学習者は留学生が67%、ビジネス関係者8.3%、技能実習生等5.5%。



我が国の外国人留学生数の推移

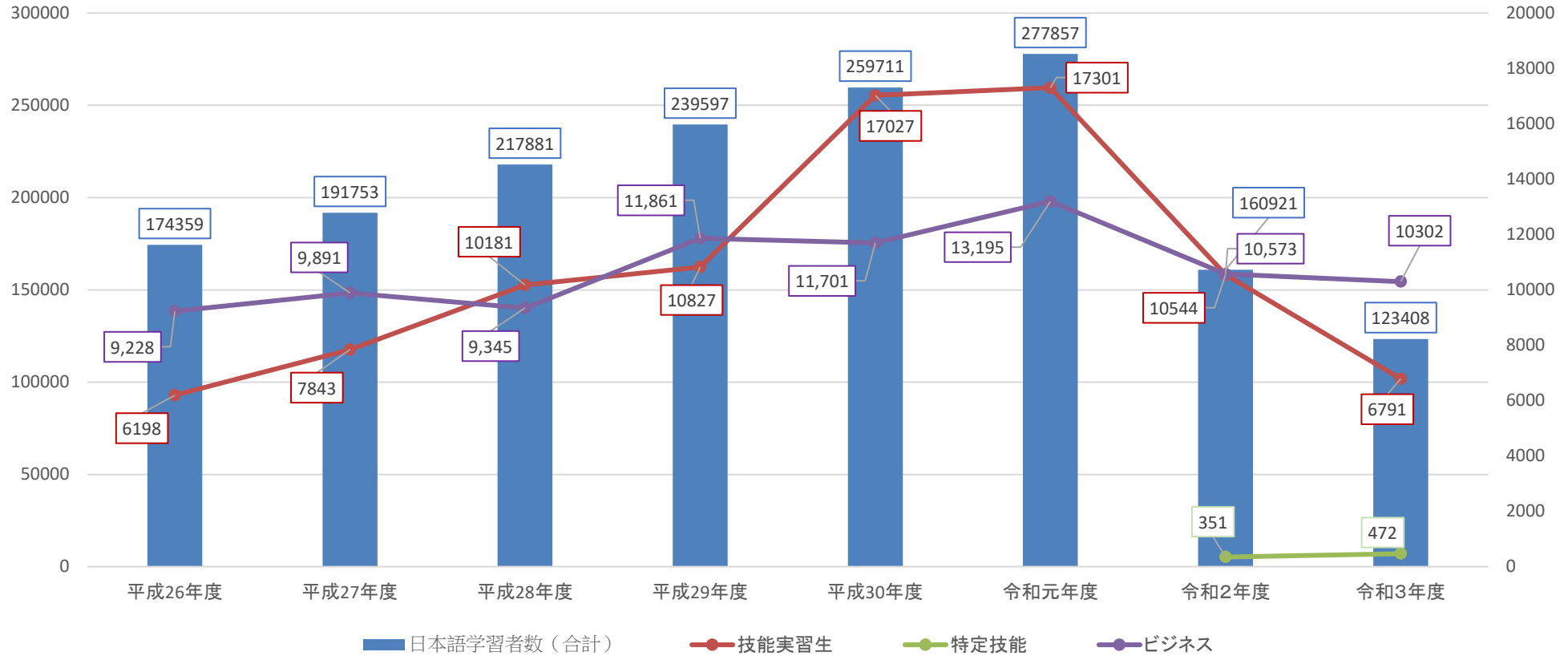
○2019年(令和元年)に留学生数30万人を達成。
 ○外国人留学生のうち約2割を日本語教育機関が占める。



機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。

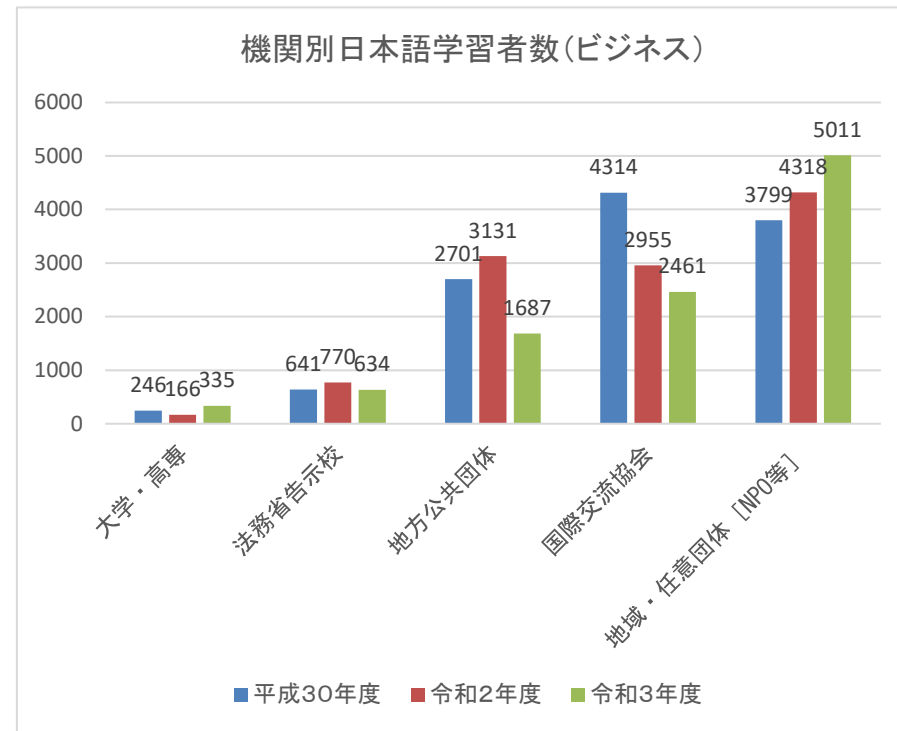
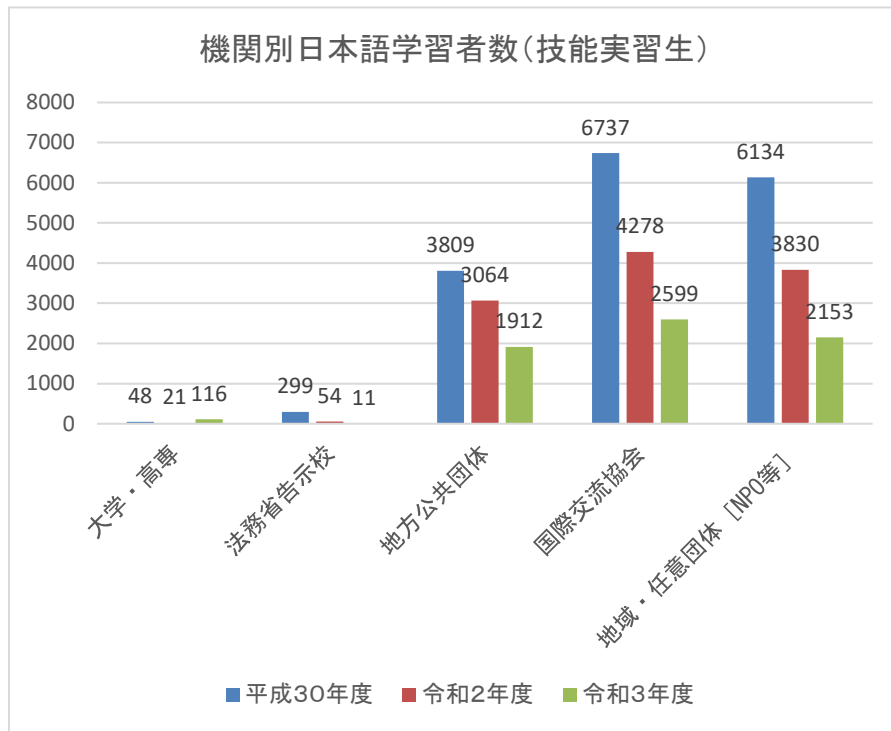
日本語学習者数(就労者属性別)



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本語学習者数(合計)	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302

機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習



※カッコ内は機関数

※カッコ内は機関数

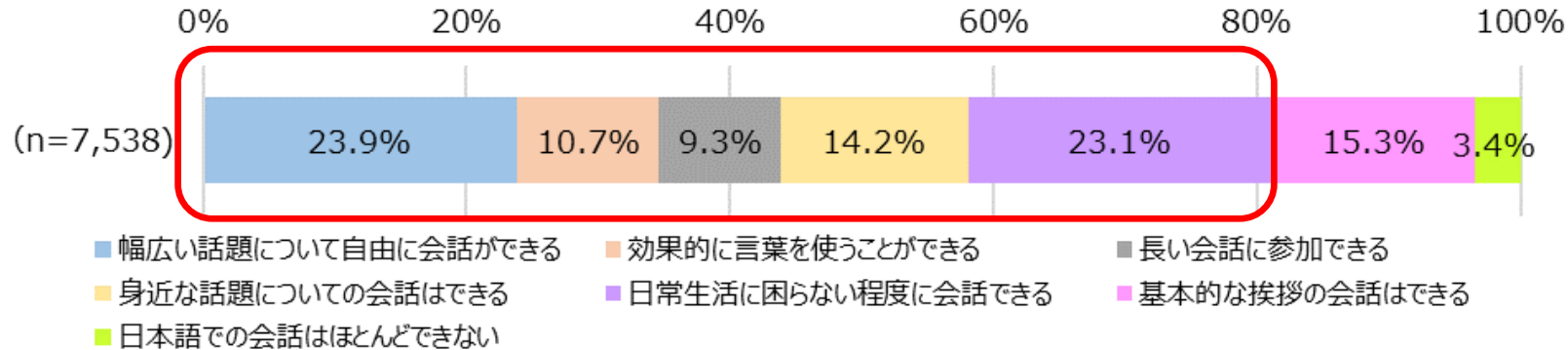
	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)
地方公共団体	3809(172)	3064(178)	1912(131)
国際交流協会	6737(275)	4278(215)	2599(107)
地域・任意団体 [NPO等]	6134(158)	3830(43)	2153(219)

	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)
法務省告示校	641(114)	770(149)	634(153)
地方公共団体	2701(204)	3131(202)	1687(167)
国際交流協会	4314(254)	2955(209)	2461(194)
地域・任意団体 [NPO等]	3799(200)	4318(465)	5011(327)

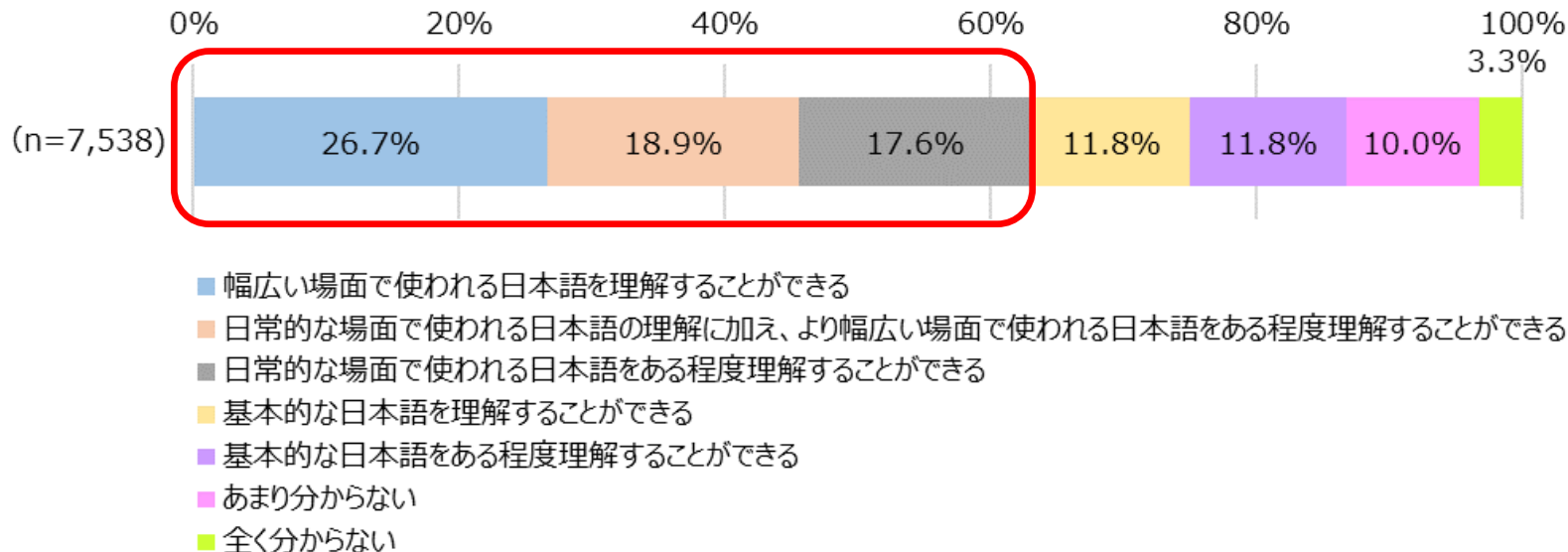
在留外国人の日本語能力(自己評価)

○ 在留外国人の日本語能力について、「話す・聞く」については、「日常生活に困らない程度に会話できる」以上のレベルにある者は8割余りとなっている一方で、「読む」については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」以上のレベルにある者は6割余りに留まる。

○日本語能力(話す・聞く)(単一回答)



○日本語能力(読む)(単一回答)



※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

国籍・地域別の日本語能力(自己評価)

○ 在留外国人の国籍・地域別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」「読む」いずれについても、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、**近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向**にある。

○【国籍・地域別】日本語能力(話す・聞く)(単一回答)

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話はできる	日常生活に困らない程度に会話できる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない	
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
中国	(n=2,266)	28.5	16.1	10.0	12.8	16.9	12.2	3.4	
ベトナム	(n=1,309)	9.0	6.0	6.5	22.1	32.5	22.2	1.8	
韓国	(n=465)	54.8	11.6	9.5	7.5	13.5	2.8	0.2	
フィリピン	(n=559)	16.1	5.2	8.6	16.3	34.5	15.6	3.8	
ブラジル	(n=903)	19.8	7.3	6.0	8.7	26.9	22.8	8.4	
ネパール	(n=190)	10.5	10.0	11.1	12.1	33.7	19.5	3.2	
インドネシア	(n=178)	12.9	13.5	13.5	20.8	25.3	12.4	1.7	
アメリカ合衆国	(n=209)	33.5	9.1	12.0	12.0	19.1	12.9	1.4	
台湾	(n=261)	45.2	16.9	10.3	12.6	12.6	1.9	0.4	
タイ	(n=97)	17.5	5.2	13.4	16.5	24.7	19.6	3.1	
その他	(n=1,101)	24.1	9.7	11.9	13.9	20.9	15.8	3.7	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【国籍・地域別】日本語能力(読む)(単一回答)

		幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない
全体		26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
中国		45.5	23.7	12.3	4.9	6.4	5.9	1.4
ベトナム		5.7	16.8	29.0	24.6	17.4	4.6	1.8
韓国		60.6	20.2	10.3	2.4	4.5	1.7	0.2
フィリピン		10.2	10.9	20.8	17.5	21.6	15.6	3.4
ブラジル		11.5	9.1	14.1	14.0	13.5	28.3	9.5
ネパール		6.3	30.0	26.8	7.4	14.2	12.1	3.2
インドネシア		7.3	18.5	23.0	26.4	15.7	7.9	1.1
アメリカ合衆国		27.8	15.8	22.0	10.5	13.4	7.2	3.3
台湾		55.2	30.3	9.6	3.1	1.1	0.8	-
タイ		11.3	11.3	18.6	13.4	16.5	21.6	7.2
その他		20.3	19.8	17.9	10.6	13.4	12.3	5.7

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

在留資格別の日本語能力(自己評価)

○ 在留外国人の在留資格別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」について、「**技能実習**」「**家族滞在**」「**永住者の配偶者等**」で低い傾向があり、「**読む**」については、「**技能実習**」「**定住者**」「**永住者の配偶者等**」で低い傾向にある。

○【在留資格別】日本語能力(話す・聞く)(単一回答)

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話ができる	日常生活に困らない程度に会話ができる	基本的な挨拶の会話ができる	日本語での会話はほとんどできない
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4
永住者	(n=2,311)	39.2	11.0	9.5	9.3	19.8	8.7	2.4
技能実習	(n=965)	3.1	4.1	3.5	21.0	33.3	31.3	3.6
技術・人文知識・国際業務	(n=1,150)	29.4	17.0	14.6	14.4	16.6	6.3	1.6
留学	(n=848)	15.4	15.4	12.5	22.3	22.9	10.8	0.6
定住者	(n=587)	19.6	6.6	7.0	9.5	25.7	23.7	7.8
家族滞在	(n=504)	9.3	7.3	5.0	14.9	26.6	30.2	6.7
日本人の配偶者等	(n=534)	25.3	9.2	10.7	13.5	26.6	12.4	2.4
特定活動	(n=185)	11.9	8.6	8.6	14.6	31.4	17.3	7.6
永住者の配偶者等	(n=154)	10.4	9.7	5.2	11.7	24.7	26.6	11.7
その他の在留資格	(n=300)	20.0	10.7	8.0	16.0	19.3	20.0	6.0

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【在留資格別】日本語能力(読む)(単一回答)

	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない
全体	26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
永住者	37.1	17.7	14.9	8.0	8.8	10.6	2.9
技能実習	0.9	4.6	23.1	30.8	29.2	9.4	2.0
技術・人文知識・国際業務	41.9	29.0	13.3	6.8	5.0	2.4	1.6
留学	33.1	36.2	20.4	5.3	2.4	1.9	0.7
定住者	14.1	12.8	15.8	11.8	12.9	25.4	7.2
家族滞在	12.5	15.5	21.8	12.7	17.1	13.9	6.5
日本人の配偶者等	22.3	16.9	19.9	13.1	13.5	10.7	3.7
特定活動	9.2	13.5	24.3	21.1	14.6	10.3	7.0
永住者の配偶者等	9.7	14.9	17.5	9.7	17.5	22.1	8.4
その他の在留資格	27.3	13.0	18.0	9.3	12.3	15.0	5.0

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

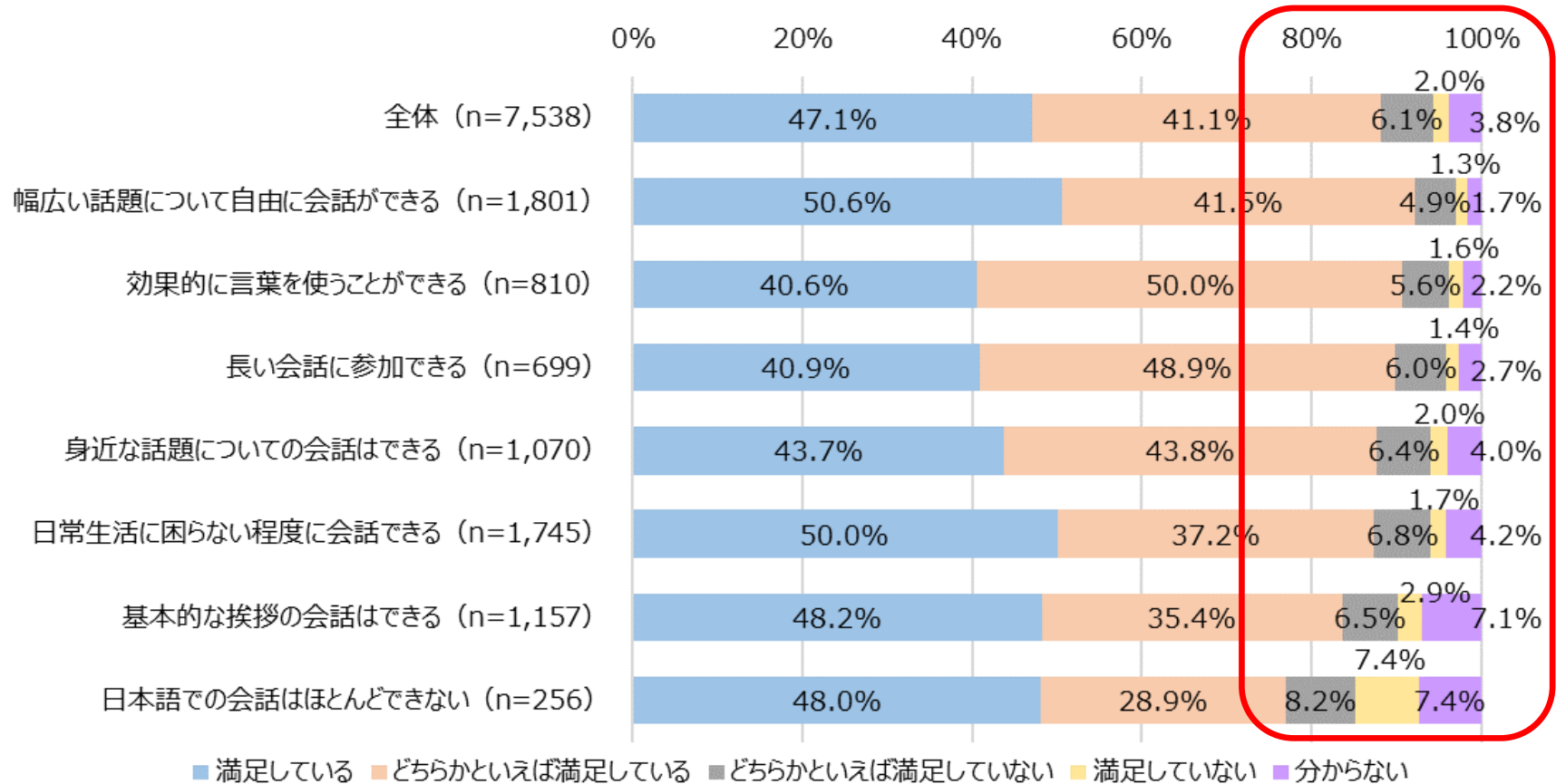
※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したものの。

日本語能力と生活環境全般の満足度

○ **日本語能力が低い者ほど、生活環境全般の満足度について、「どちらかといえば満足していない」や「満足していない」と回答する在留外国人の割合が高くなる傾向**にある。

○【日本語能力別(話す・聞く)】生活環境全般の満足度(単一回答)



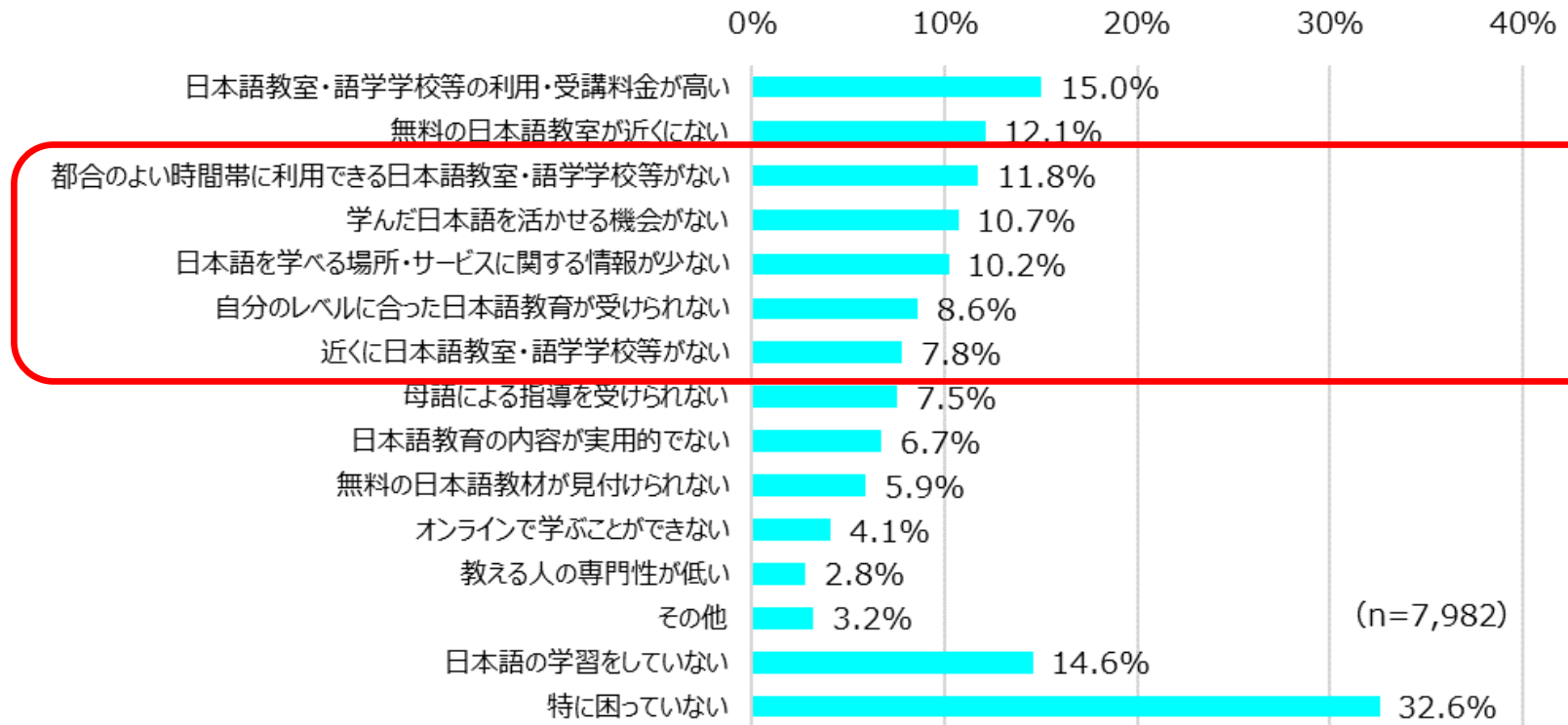
※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難①

- 日本語教育に関する経済的な問題を除くと、都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がないこと、日本語教育に関する情報が少ないこと、自分のレベルに合った日本語教育が受けられないこと、近くに日本語教育機関がないことといった、**日本語教育へのアクセスに関する課題を、多くの在留外国人が回答**している。

○日本語学習における困りごと(複数回答)



※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したものの。

日本語学習において感じている困難②

- 日本語能力が下がるにつれて、日本語教育機関へのアクセスに困難を感じている在留外国人の割合が高くなる傾向にある。
- **日本語能力の低い在留外国人ほど日本語学習に困難を感じ、日本語の学習をしていない者の割合が高くなる傾向**にある。

【日本語能力別(話す・聞く)】 日本語学習における困りごと(複数回答)

		自分のレベルに合った日本語教育が受けられない	母語による指導を受けられない	日本語教育の内容が実用的でない	日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い	近くに日本語教室・語学学校等がない	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない	日本語を学ぶ場所・サービスに関する情報が少ない	学んだ日本語を活かせる機会がない	教える人の専門性が低い	無料の日本語教室が近くにない	無料の日本語教材が見つけられない	オンラインで学ぶことができない	その他	特に困っていない	日本語の学習をしていない
全体	(n=7,538)	9.1	8.0	7.1	15.9	8.2	12.4	10.8	11.3	2.9	12.8	6.2	4.3	3.1	34.5	15.4
幅広い話題について自由に会話ができる	(n=1,801)	6.7	4.1	6.5	11.9	4.4	4.9	6.2	5.7	2.1	6.4	2.9	2.4	2.1	52.9	12.4
効果的に言葉を使うことができる	(n=810)	8.3	7.7	8.8	14.6	5.8	8.3	10.9	15.4	3.7	8.1	4.1	2.2	2.0	37.3	11.2
長い会話に参加できる	(n=699)	8.6	10.0	9.0	21.9	7.7	13.0	12.4	14.2	4.1	12.3	5.4	4.0	2.0	28.5	11.0
身近な話題についての会話はできる	(n=1,070)	10.0	8.5	9.2	19.6	9.8	14.9	12.5	14.5	3.1	12.9	6.4	4.4	3.1	23.9	12.2
日常生活に困らない程度に会話できる	(n=1,745)	10.2	9.3	5.9	17.0	11.3	16.4	13.1	13.0	2.9	17.1	8.1	5.3	2.9	21.8	13.9
基本的な挨拶の会話はできる	(n=1,157)	11.4	9.6	6.0	15.0	10.1	16.9	12.2	10.9	2.9	18.2	9.5	6.4	4.1	12.8	23.2
日本語での会話はほとんどできない	(n=256)	5.1	7.8	4.7	10.2	5.1	15.2	7.4	5.1	2.0	16.0	7.4	8.6	3.9	9.0	36.3

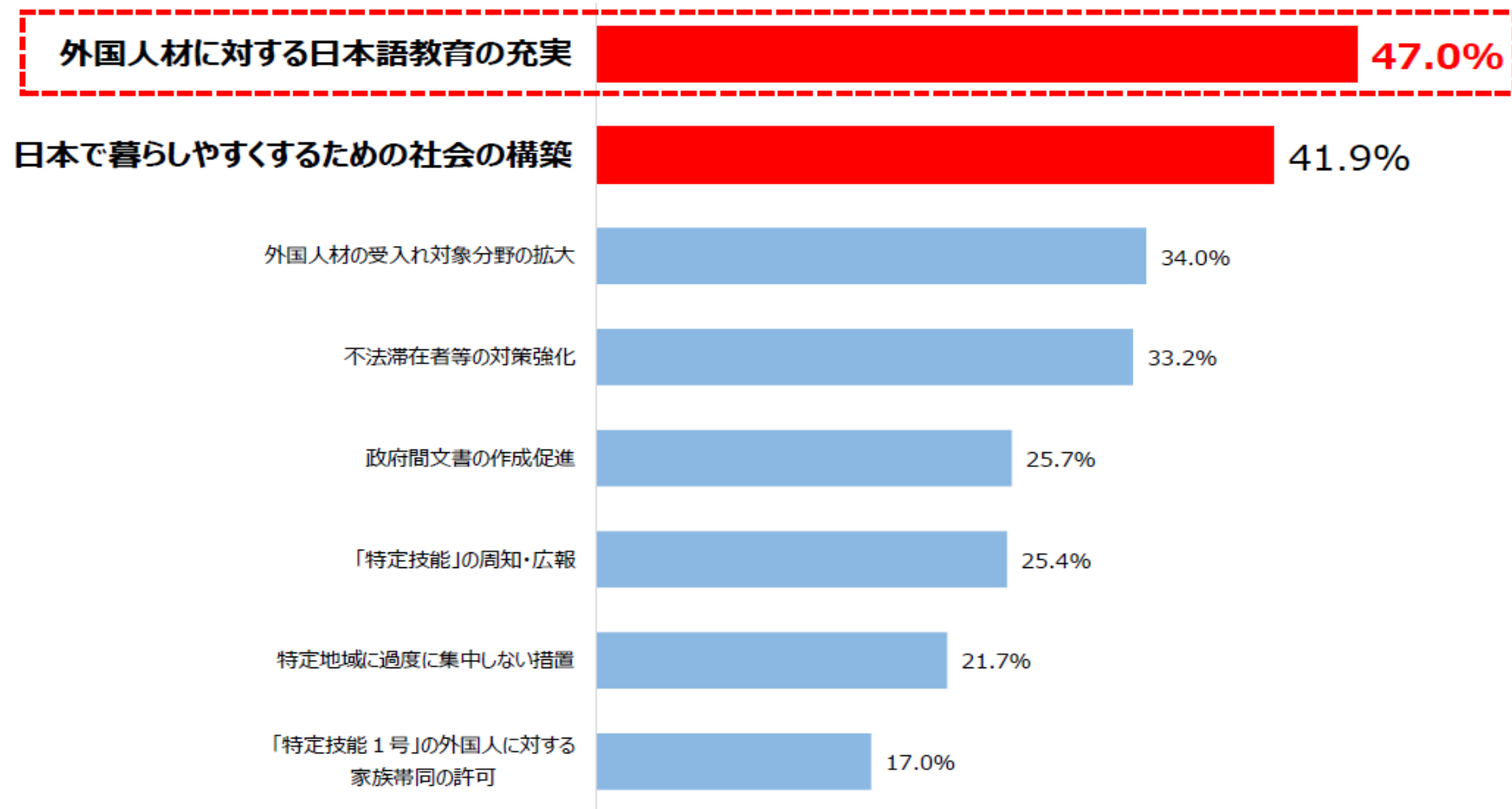
注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典:「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象:在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

特定技能が円滑に機能するために、政府が実施すべき取組や支援策

○特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組等は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最も多く、47.0%となり、約半数の企業が日本語教育の取組・支援を希望している。次いで「日本で暮らしやすくするための社会の構築」（41.9%）が続く。



n = 1,061（特定技能外国人の受入れ経験および関心があると回答した企業）※複数回答

2020年9月公表「多様な人材の活躍に関する調査」（日本・東京商工会議所）18

日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語熟達した 使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状： 全体約2500機関：学習約12万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

現状 818施設 (R3入管庁調べ)

- 進学：72.4%
(大学25%・大学院10%、
専門学校60%)
- 就職7.2%
- 帰国17.4%

機関数の割合

- ・法務省告示校26.0%
- ・大学等20.9%
- ・国際交流協会13.3%
- ・地方公共団体10.0%
- ・教育委員会7.3%
- ・任意団体等22.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校27.4%
- ・大学等33.8%
- ・国際交流協会11.0%
- ・地方公共団体5.8%
- ・教育委員会4.6%
- ・任意団体等17.4%

■国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

現状
■管理団体等による
100時間の日本語
を含む講習

技能実習
・管理団体
3,300

高度専門人材

特定技能

大学別科

現状
■国内外でA2レベル

現状
■入学時B2以上

大学

法務省告示校

現状
■入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

熟達した言語使用者	C2
	C1
自立した言語使用者	B2
	B1
基礎段階の言語使用者	A2
	A1

(参考) 日本語能力試験 (概要)

※公益財団法人日本国際教育支援協会資料に基づき文化庁作成

実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会 (国内)、独立行政法人国際交流基金 (海外)

対象

日本語を母語としない者

目的

日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

試験実施

年2回 (7月, 12月)、全国47都道府県

受験料

6,500円(税込)

受験実績

(令和3年度第1回/国内)

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	52,017	66,567	61,220	32,975	3,432	216,211
受験者数	44,851	59,476	56,230	30,060	3,009	193,626
認定者数	13,401	20,584	24,655	14,522	1,990	75,152
認定率	29.9%	34.6%	43.8%	48.3%	66.1%	38.8%

試験内容

難 ↑
↓ 易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識 (文字・語彙・文法) ・ 読解 <110分>		聴解 <60分>
N2	言語知識 (文字・語彙・文法) ・ 読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識 (文字・語彙) <30分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識 (文字・語彙) <25分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識 (文字・語彙) <20分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <40分>	聴解 <30分>

	認定の目安	Can-Doの例*
N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。 ・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・最近読んだ本や見た映画のだいたいのストーリーを書くことができる。
N3	<p>日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】日常的话题について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある 会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる ・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる
N4	<p>基本的な日本語を、理解することができる</p> <p>【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予定）についての会話がだいたい理解できる。
N5	<p>基本的な日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）

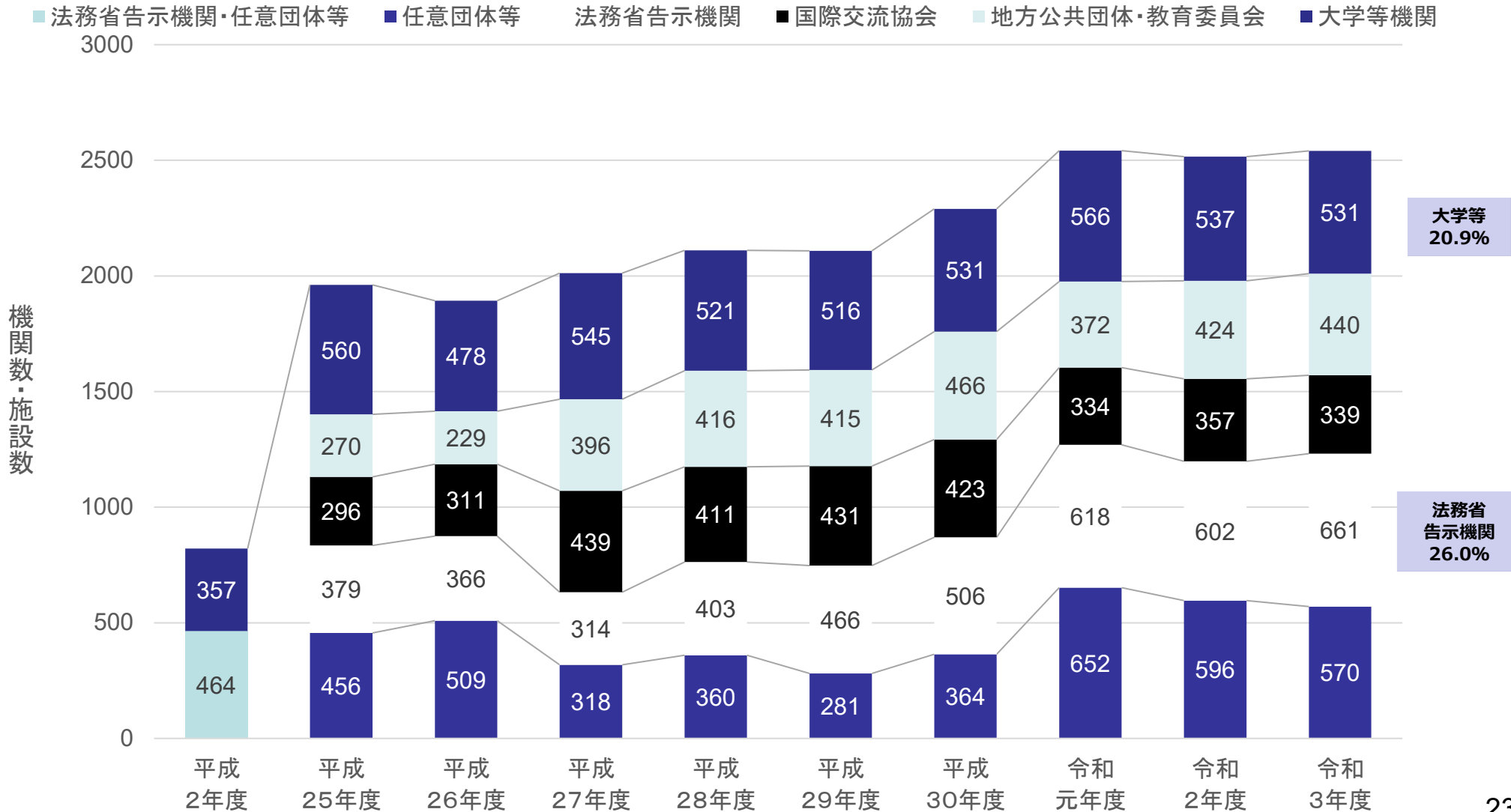
<日本語能力試験の活用例>

- ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力【N1又はN2程度】
- ・日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与 【N1及びN2】
- ・EPAに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】
- ・中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験 合格者と専門家の評価によるレベル別Can-doリスト-わたしが日本語でできること-」（国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会）より一部抜粋

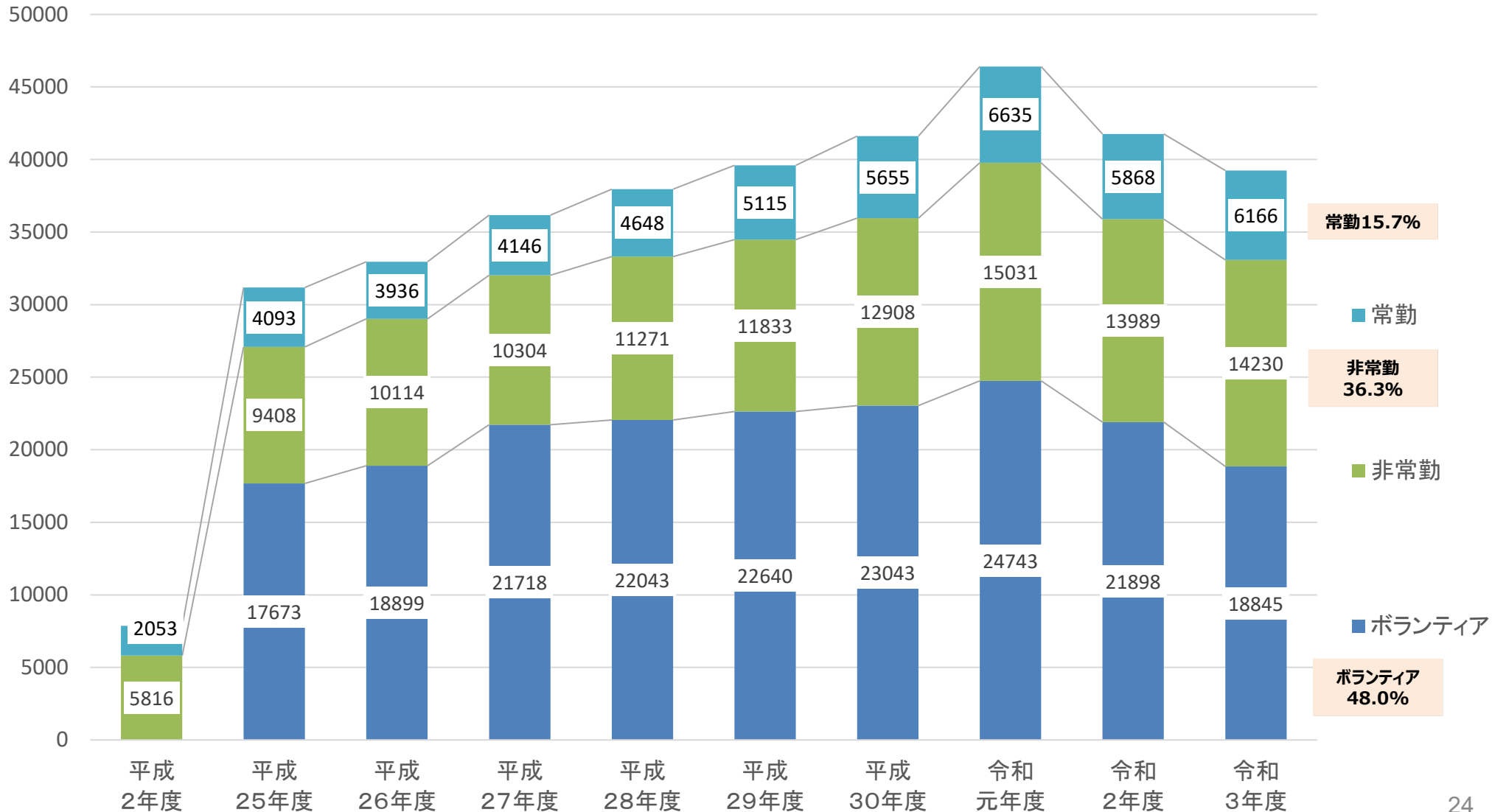
日本語教育機関・施設等数の推移

○令和3年度は、大学等20.9%、法務省告示機関26.0%、地方公共団体等17.3%、国際交流協会13.3%、任意団体22.4%。



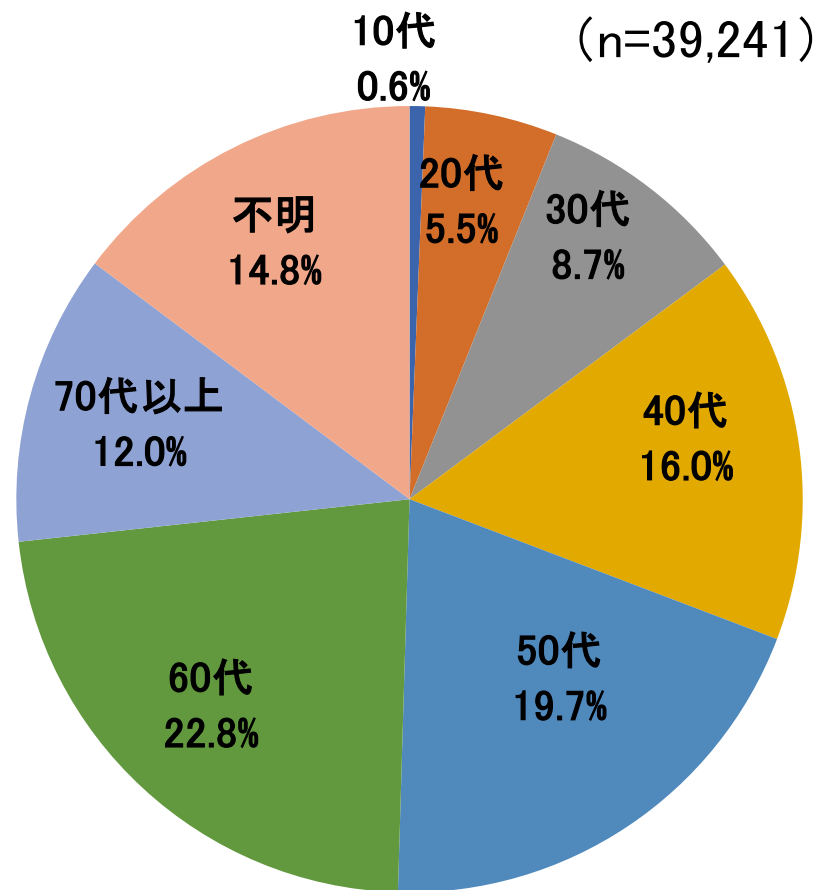
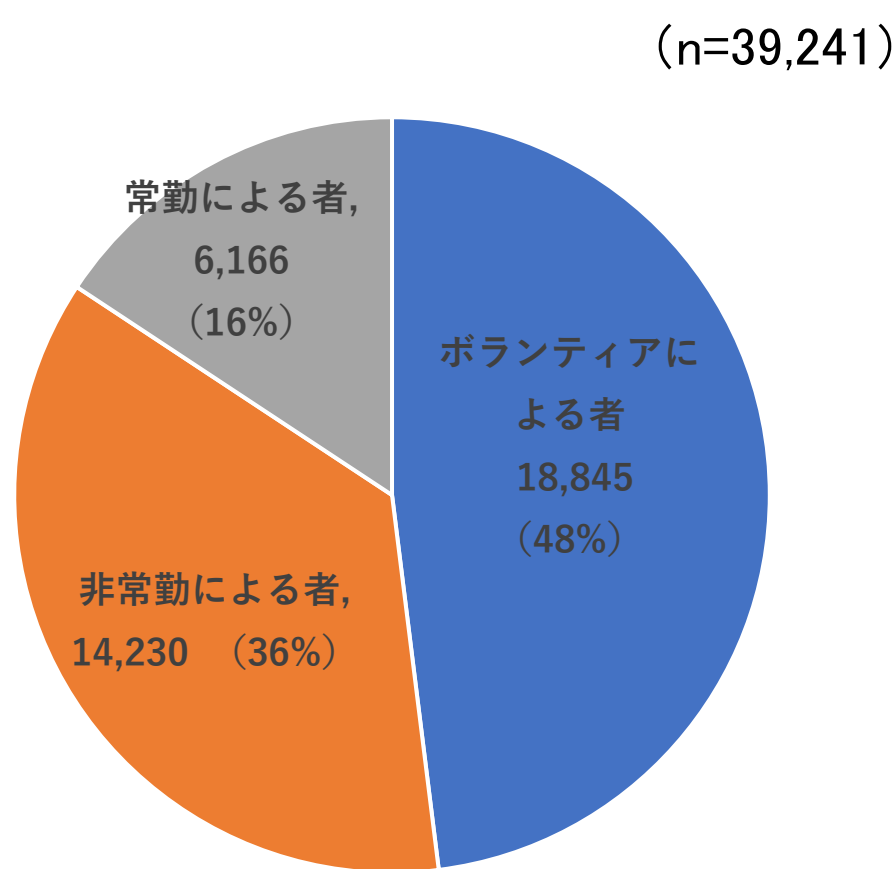
日本語教師等数の推移

○過去9年間に於いてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。
令和3年度は、ボランティア48.0%、非常勤による者36.3%、常勤による者15.7%。



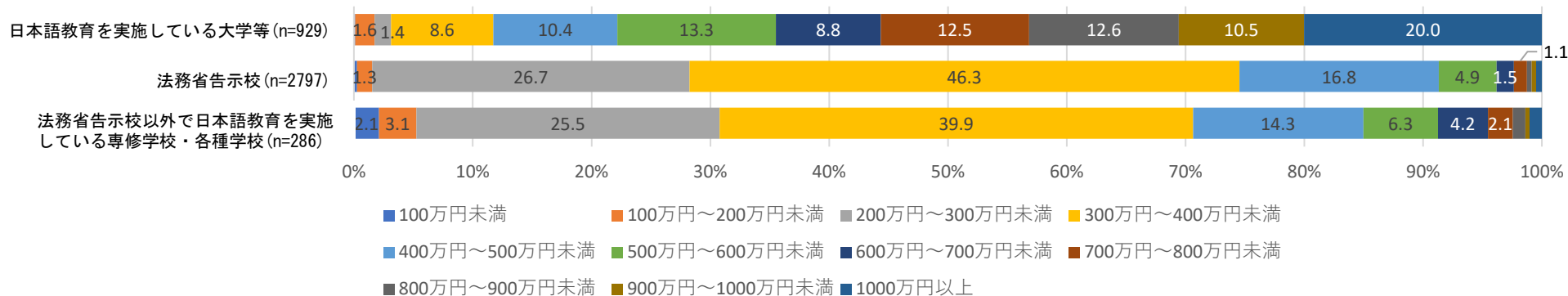
国内の日本語教師等の状況

- 約5割をボランティアが占め、非常勤が3割、常勤は1割強となっている
- 年齢の内訳では、50代以上が約5割を占め、20代は約5%である



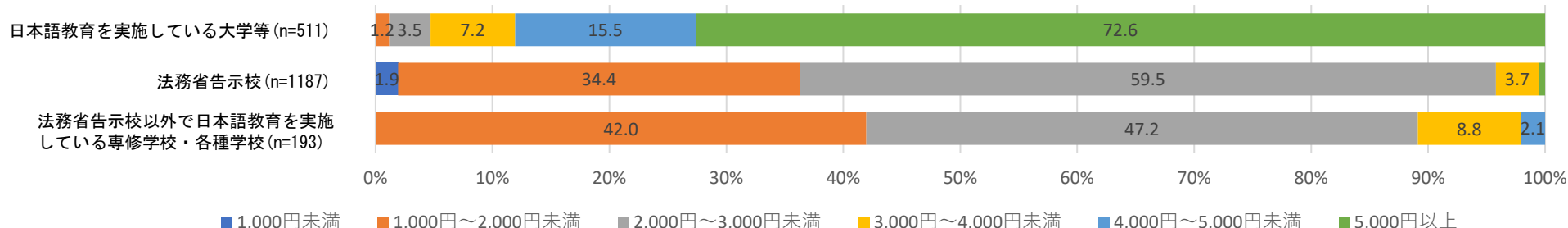
(参考) 日本語教師の処遇について

【常勤】<年収分布>

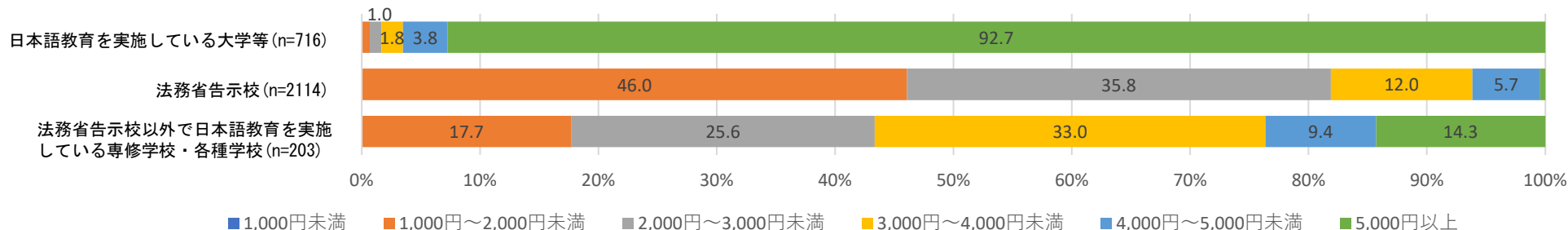


【非常勤】

<「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間あたり単価>



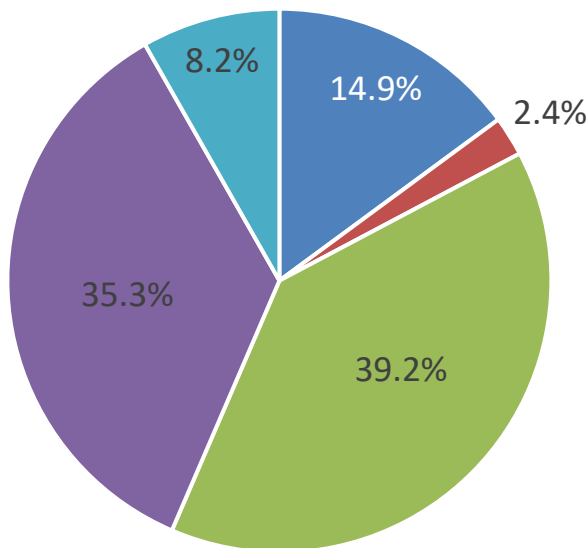
<「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマあたり単価>



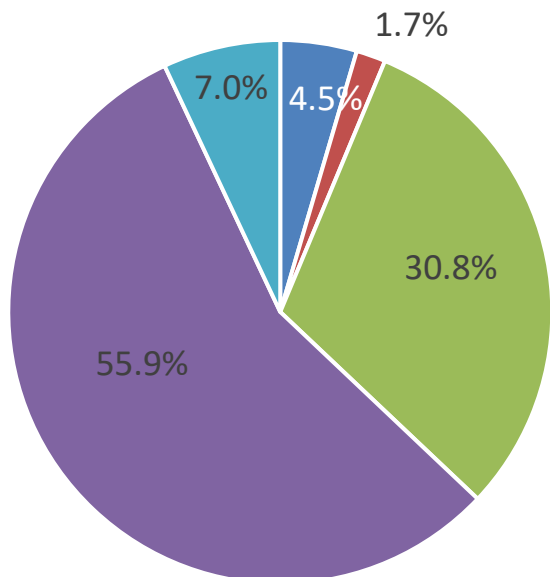
※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの
 ※1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

(参考) 日本語教師の勤務形態【非常勤】

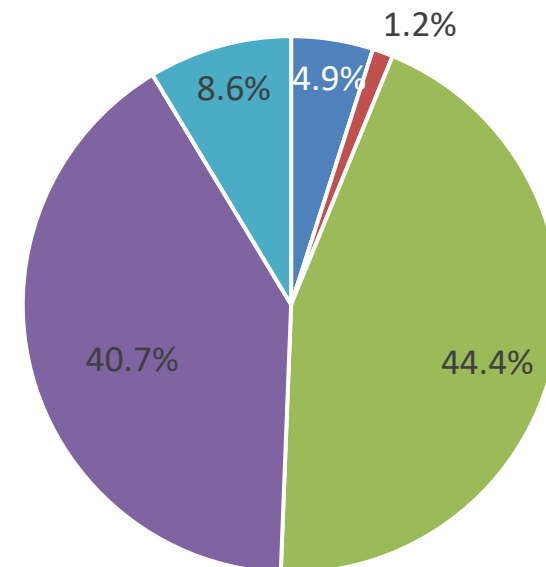
日本語教育を実施している大学等



法務省告示校



法務省告示校以外で日本語教育を実施している専修学校・各種学校



■ 月給（基本給+手当）
 ■ 年俸制
 ■ 時給制
 ■ 授業コマ数（授業回数×単価）
 ■ その他

※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

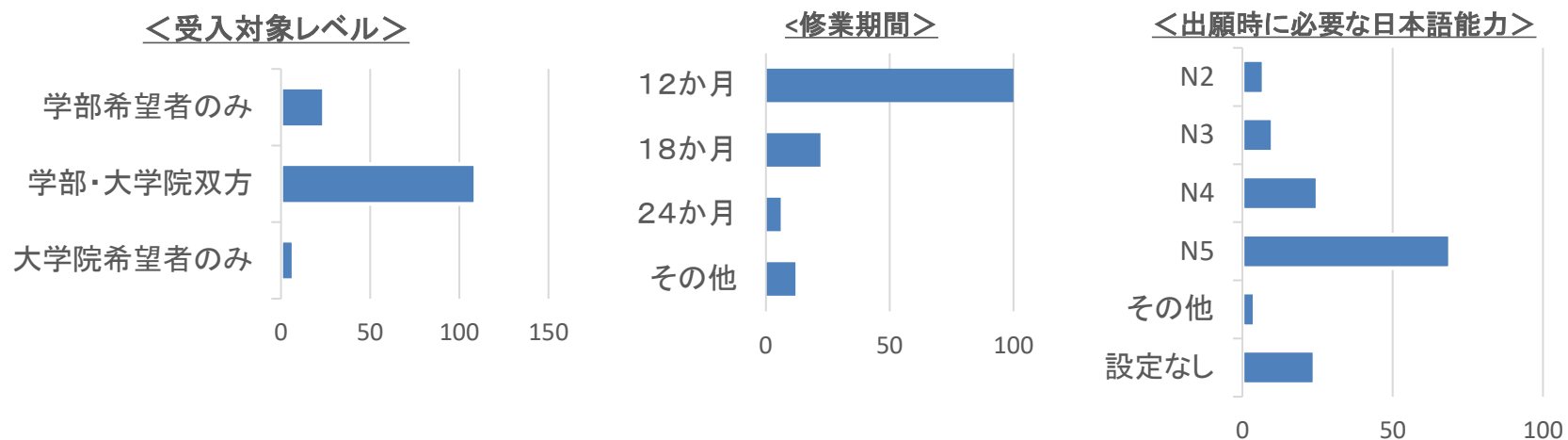
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

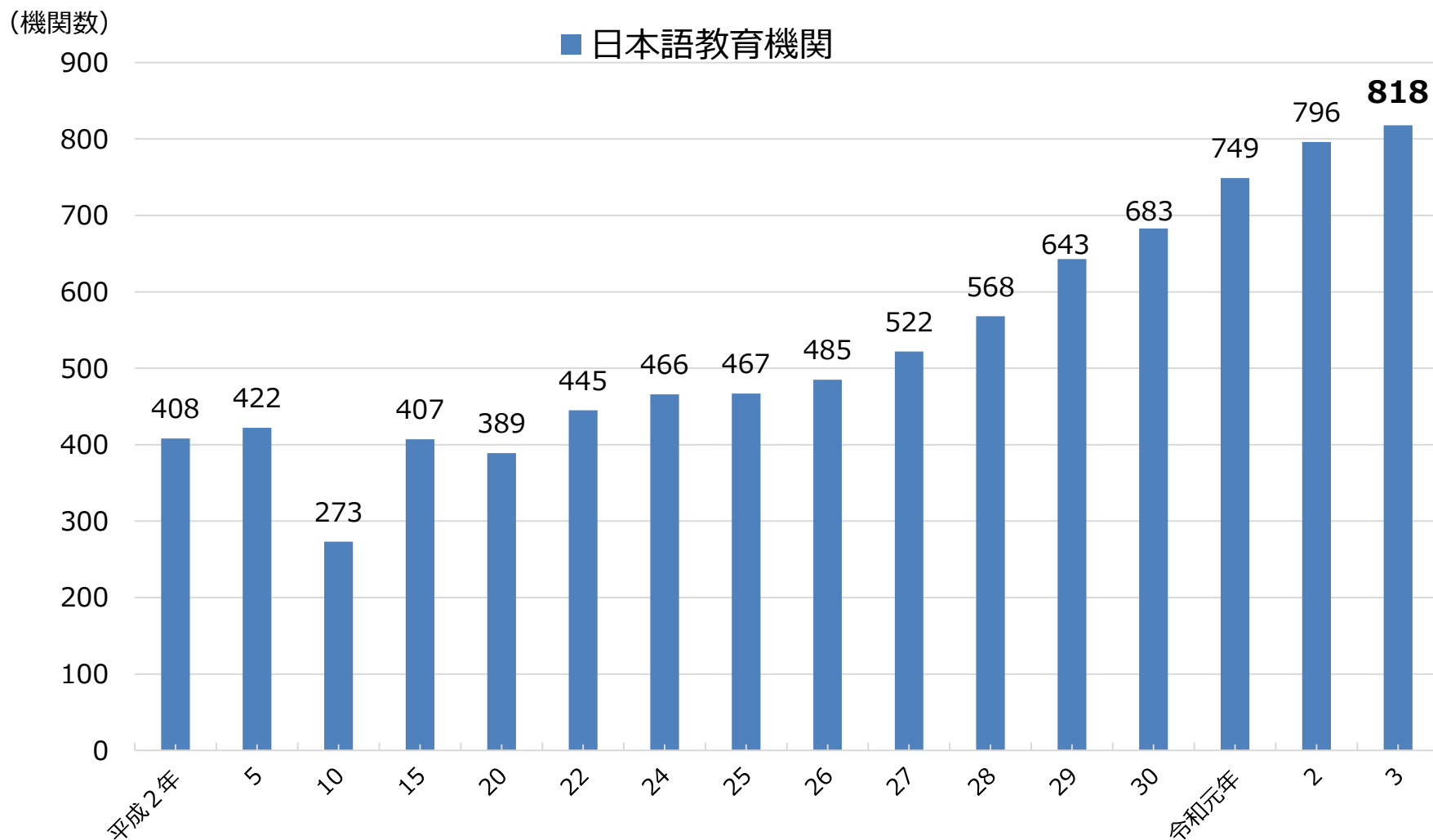
◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



(参考) 日本語教育機関数 (法務省告示校) の推移 (入管庁調べ)

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成22年以降、日本語教育機関の数は増え続けている。



※ 出典：法務省(各年12月時点)

法務省告示機関（日本語学校）について

在留外国人数（約289万人）※令和2年末現在

永住者・定住者・日本人の配偶者等 139万人

留学 技能実習, 特定技能 76万人

高度人材を含む就労者 43万人

特別永住者 31万人

【文化庁】生活に必要な日本語教育を支援

◎ 法務省告示機関

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。いわゆる留学のための日本語学校。

	機関・施設数	日本語教師等の数	日本語学習者数
大学等機関	531	4,380	41,730
地方公共団体	255	4,353	7,188
教育委員会	185	2,351	5,659
国際交流協会	339	8,070	13,559
法務省告示機関	661	11,198	33,761
任意団体等	570	5,049	21,511
合計	2,541	39,241	123,408

外国人の「在留資格認定証明」に係る手続きにおいて、「日本語教育機関」において「日本語教育を受ける目的」の場合、当該「日本語教育機関」は法務省告示（※）に定める要件を満たすことが求められている。法務省（出入国在留管理庁）は文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、当該「日本語教育機関」が要件の基準に満たしているか否かを判断する。

※「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁・令和2年4月一部改定）

◎ 日本語教師等

日本語教育の報酬を受ける「日本語教師」と報酬を受けない「ボランティア」に分かれる。

地方公共団体、教育委員会、国際交流協会の約9割はボランティア。法務省告示機関はほぼ100%が日本語教師となっている。

任意団体は約6割がボランティアである。

2,541

570

661

339

185

255

531

- 大学等機関
- 地方公共団体
- 教育委員会
- 国際交流協会
- 法務省告示機関
- 任意団体等

日本語教育機関数

※令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）より

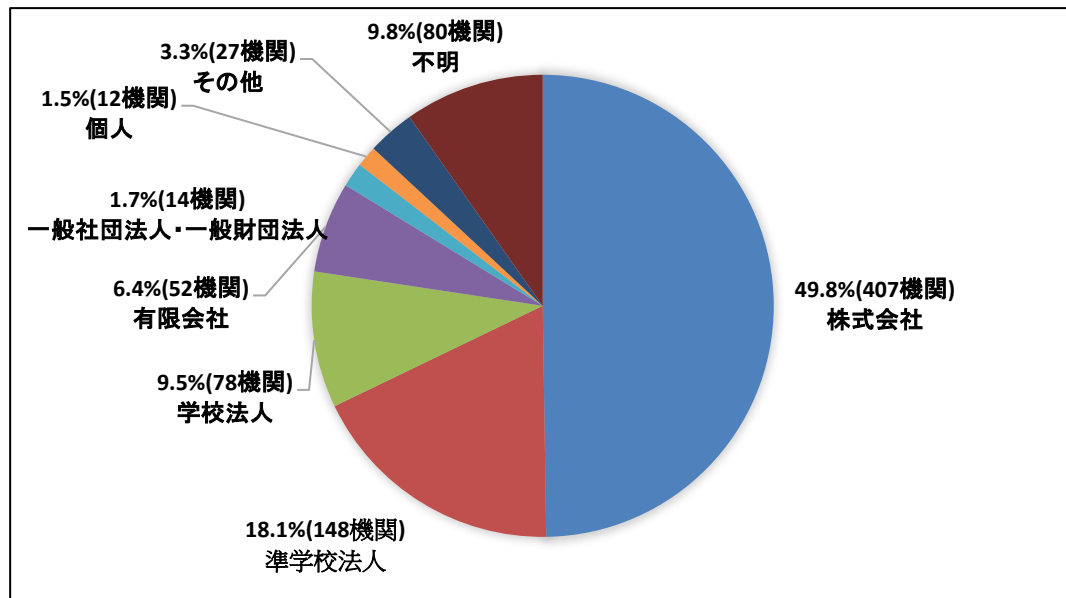
(参考) 法務省告示機関の設置形態別内訳

【法務省告示日本語教育機関の設置形態別機関内訳】

(令和3年8月18日時点)

※出入国在留管理庁ホームページに基づき文化庁が独自に集計

設置形態	機関数
株式会社	407
準学校法人	148
学校法人	78
有限会社	52
一般社団法人、一般財団法人	14
個人	12
その他	27
不明	80
合計	818



◎ 法務省告示校の適正校について

入管庁において、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関（法務省告示校）から、適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定。

適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となる。

(適正校の要件)

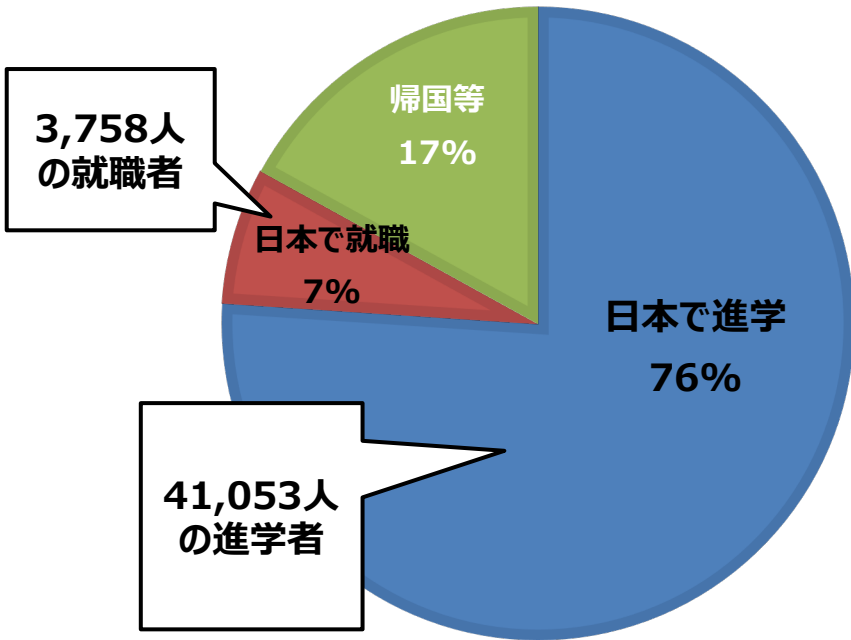
- ・在籍者数に占める問題在籍者（以下）の割合が低いこと。
(不法在留した者、在留更新申請が不許可となった者、在留資格が取り消された者等)
- ・在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。
- ・在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

現時点において、適正校は、告示校の約8割選定を受けている（約650校程度）。

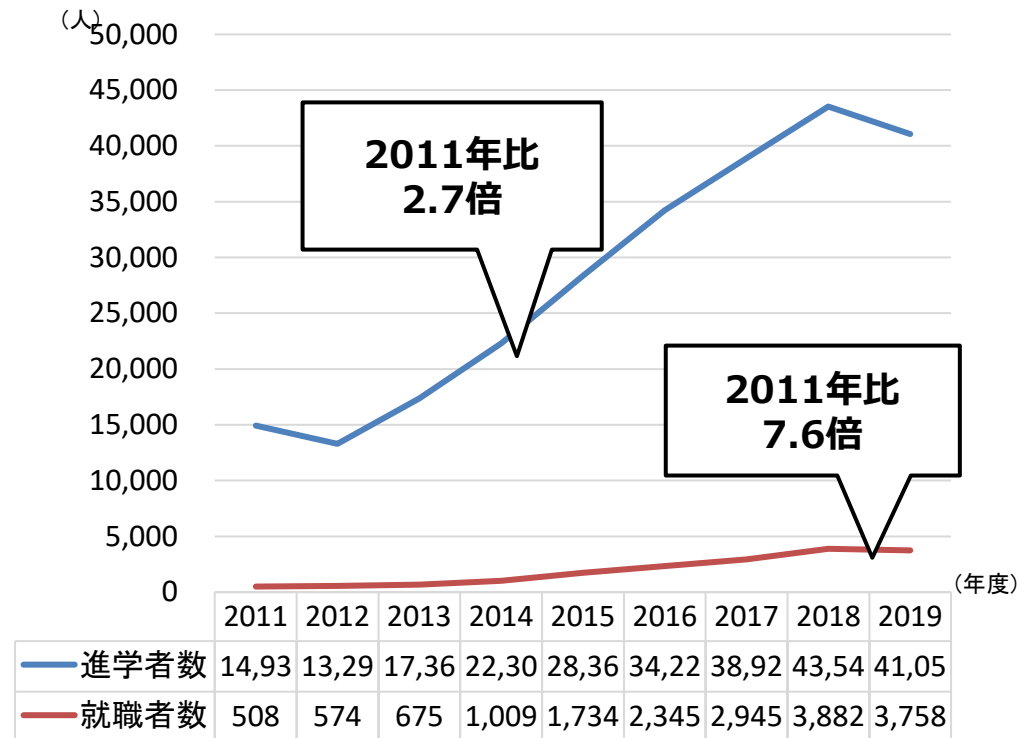
日本語教育機関（法務省告示校）の卒業生の進路と進学・就職者数

- 日本語教育機関の卒業生のうち**7割強**は、大学・大学院・専修学校等に**進学**。
日本で**就職**する者もここ**10年で8倍**に。
- 日本語教育機関で1～2年の日本語学習によって、日本や日本文化に親しみ・関心をもった外国人留学生が増加

卒業生数(2019年度): 54,276人



日本語学校の国内進学者・就職者数の推移

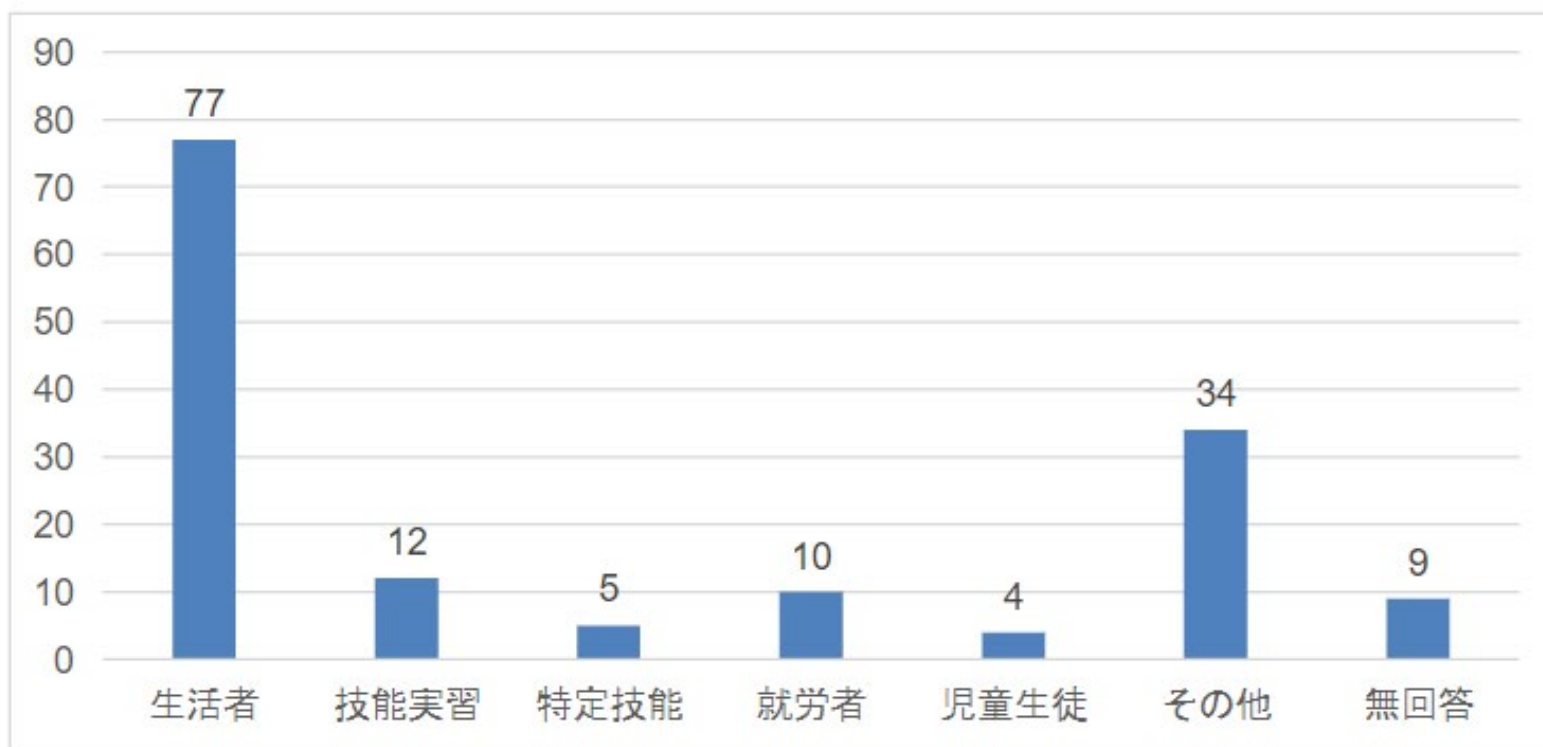


日本語教育機関（法務省告示校）における留学生以外のプログラム

- 法務省告示校における留学生以外のプログラム設置状況について、全体としては、「生活者（51.0%）」を対象としたコースが最も多い。「技能実習（7.9%）」「特定技能（3.3%）」と続く。

留学生以外のプログラムの設置状況

(n=151)



《参考》告示校審査結果において見られた教育上の課題

- ◆ 「授業科目」「教員」「担当時間数」「運営体制」等において基準を満たしていない。
主に「授業科目」が、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものである」との基準を満たしていないケースが多い。

新規設置の場合(例)

《教育組織の運営体制に課題》

- 校長、主任教員が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- 配置された教員がもつ授業時数が設定されたカリキュラムに対して多すぎる、教員数が足りない、経験など指導力に課題がある。

《授業科目に課題》

- 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
 - ・ 募集要項では入学資格N5になっているものの、当該カリキュラムが中級レベルから開始となっている。

《生活指導の体制に課題》

- 就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が十分に確保されていない。
- ベトナム等の生徒が多数在籍する可能性がある中で、適切に意思疎通できる言語対応(通訳・翻訳配置)がなされていない。

既設の学校におけるコース新設、変更届(例)

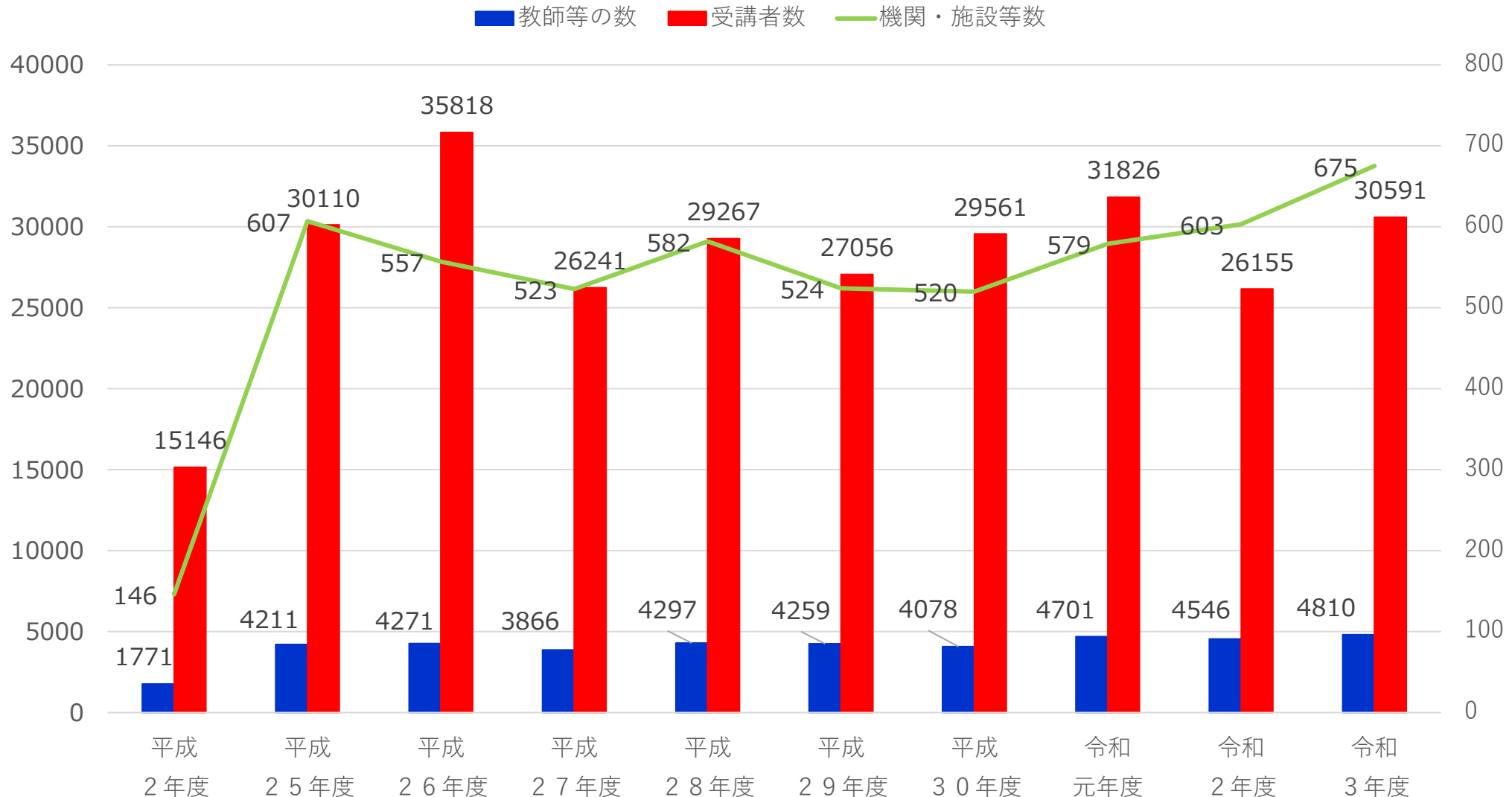
《授業科目に課題》

- カリキュラムの体をなしていない
 - コースカリキュラムは、各コース、各レベルごとの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分か形で提出しておらず、適しているか否かが判断できない。
- 進路目的とは異なるカリキュラム
 - ・ 就職を目指すコースでありながら、授業科目が既存の進学コースと同じであり、日本留学試験対策の授業が組み込まれている。
 - ・ 進学を目指しているにもかかわらず、到達目標を必要なN1、2までに設定したカリキュラムとなっていない。
- 非漢字圏の生徒にとって適切なカリキュラム、時間設定となっていない。
 - ・ 漢字の学習が組み込まれていない。時間が少ない。または実効性に欠ける。

日本語教育における養成・研修関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程(コース)、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約4.5倍に増加。



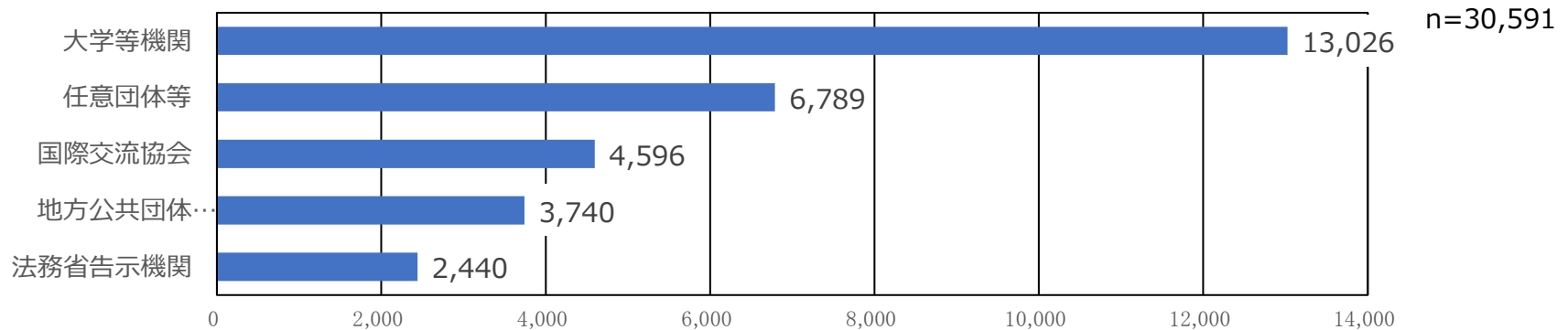
※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要(令和3年11月1日時点)」

国内の日本語教師等の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は**675**，受講者数は約**30,591**人。**大学等機関**が最も多い。
- 令和2年度養成課程等修了者の進路のうち、**日本語教師関連に就職した割合は15%前後**であった。

○日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和3年度）

	平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機関・施設等数	146	607	557	523	582	524	520	579	603	675
受講者数	15,146	30,110	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日時点）

○日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

（令和2年度）	大学（通学） (n=2233)	大学院（通学） (n=118)	大学（通信） (n=166)	短期大学（通信） (n=32)
日本語教師関連	4.9%	16.9%	100%	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

教員要件となる日本語教師養成課程を実施する大学

- 日本語教師養成課程を実施する大学のうち、
①大学の主専攻（45単位以上）②副専攻（26単位以上）課程、または③履修証明プログラム等の文化庁届出受理研修を履修・修了した場合、「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁作成）の教員要件を満たすこととなる。

179大学

大学 161， 大学院 17， 短期大学 1

241課程

主専攻（45単位以上）	48大学
副専攻（26単位以上）	189大学
文化庁届出受理研修	4大学

「必須の教育内容」※への対応状況

対応済	148課程
検討中	93課程

（文化庁HP掲載一覧令和4年10月現在）

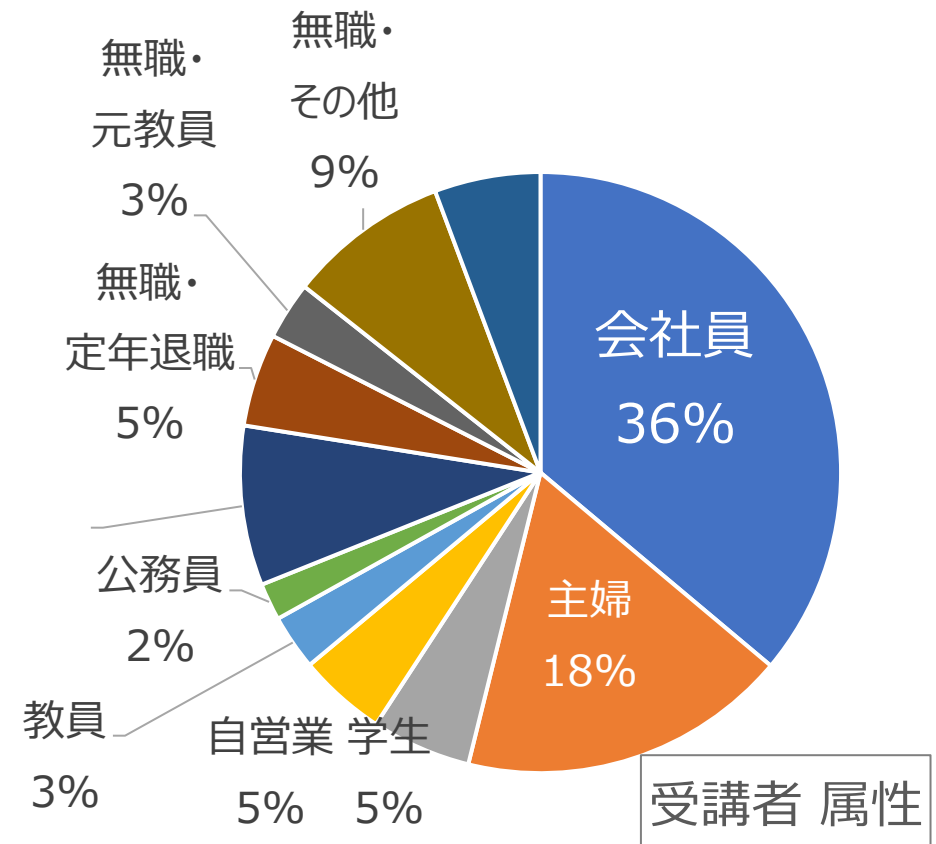
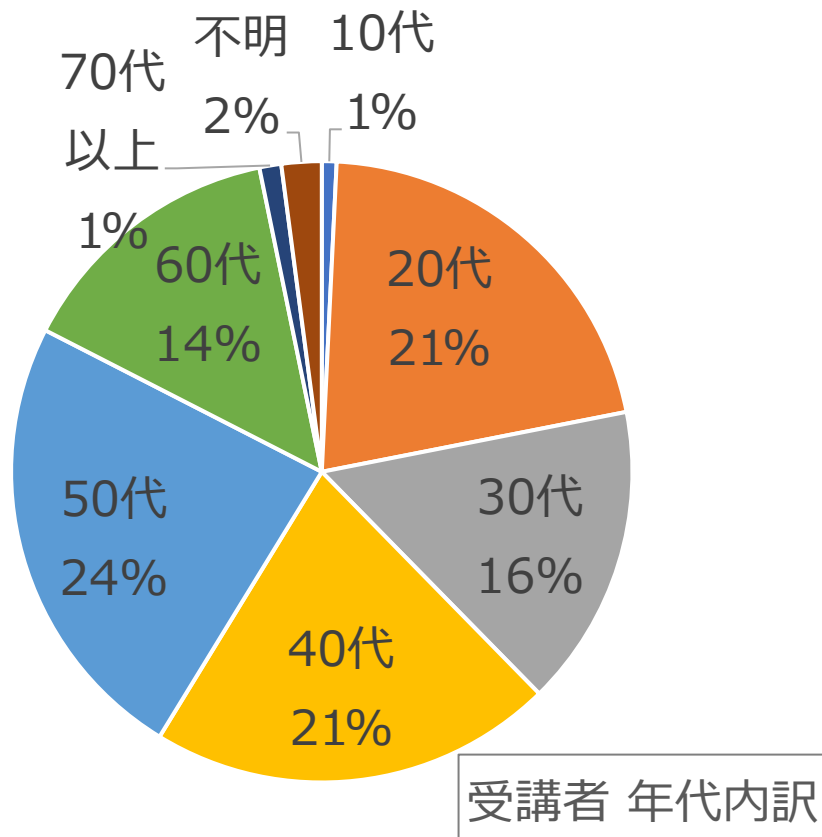
※「必須の教育内容」とは日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を平成31年文化審議会国語分科会において提言された43頁参照

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数
 届出受理日本語教師養成研修数
 研修実施都道府県数
 研修受講定員総数
 研修受講者数
 届出廃止

89機関
 179コース
 29都道府県
 約1,1000人
 約5,000人
 3機関

(令和2年文化庁調べ)



現行の日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師

以下の**いずれか**の要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際に文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

大学・大学院の日本語教育に関する課程

- ①日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位(45単位以上)を修得し卒業又は修了
- ②日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業又は修了

1,766人/11,162人
(15.8%)

民間教育機関等の日本語教師養成研修

+

学士の学位

- 420単位時間以上
※文化庁への届出が受理された機関・団体によるもの
(文化庁届出機関実施研修)

6,977人/11,162人
(62.5%)

日本語教育能力検定試験

- ※実施団体：公益財団法人日本国際教育支援協会

4,712人/11,162人
(42.2%)

その他

上記と同等以上の能力があると認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示基準公表日以前の3年以内に告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上修得した者

336人/11,162人
(3.0%)

法務省告示機関における教員

< 現行制度の課題 >

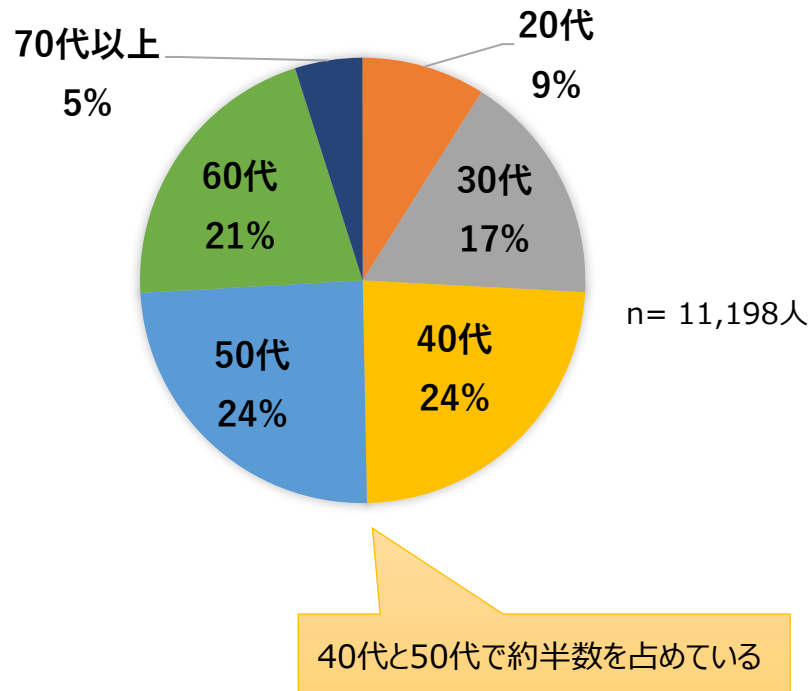
- ・専門性を有する日本語教師の質の担保が不十分であり、質が一定しない
- ・日本語教師の法的な位置づけが不明確であり、ふさわしい人材の確保に課題
- ・専門性を有することの証明が容易でない(海外や企業・自治体が日本語教員を採用する際、専門性を確認することが困難)

文部科学大臣が日本語教員を登録し、質を担保するための新たな仕組みが必要

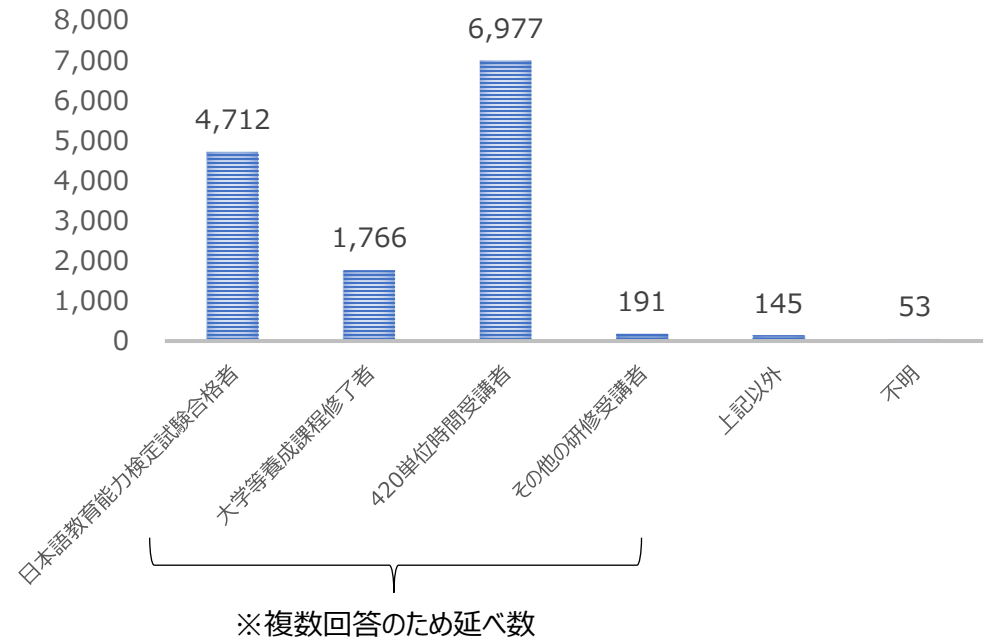
※各要件の該当者数については、日本語教育実態調査の結果をもとに集計。
※複数回答のため、4つの要件の合計が100%を超える。

（参考）日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考】令和3年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

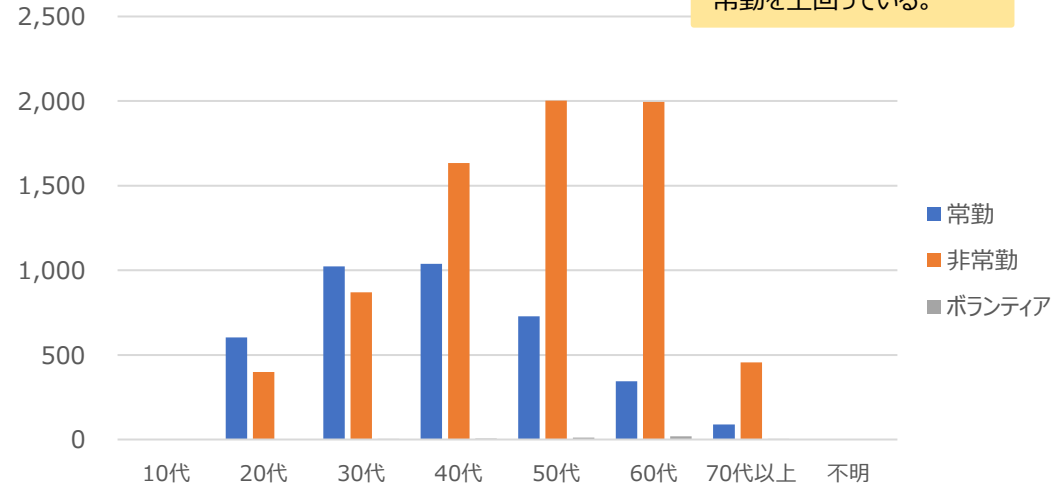
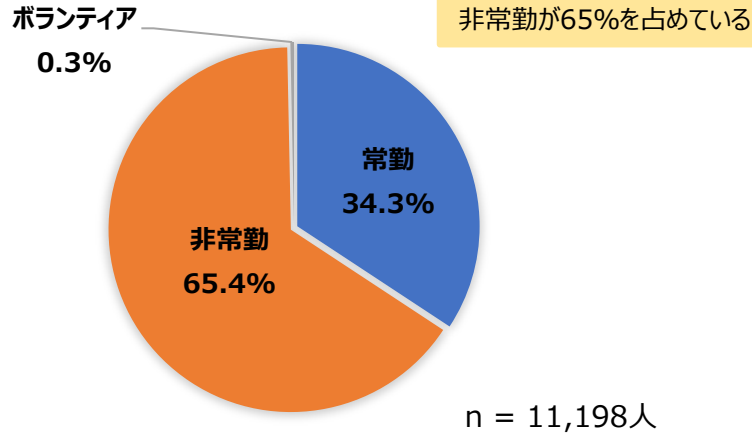
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	267	350	311	2,343	3,276	99	6,646
割合	4.0%	5.3%	4.7%	35.2%	49.3%	1.5%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（246機関）に対する調査（回答機関数223、回答率90.7%）

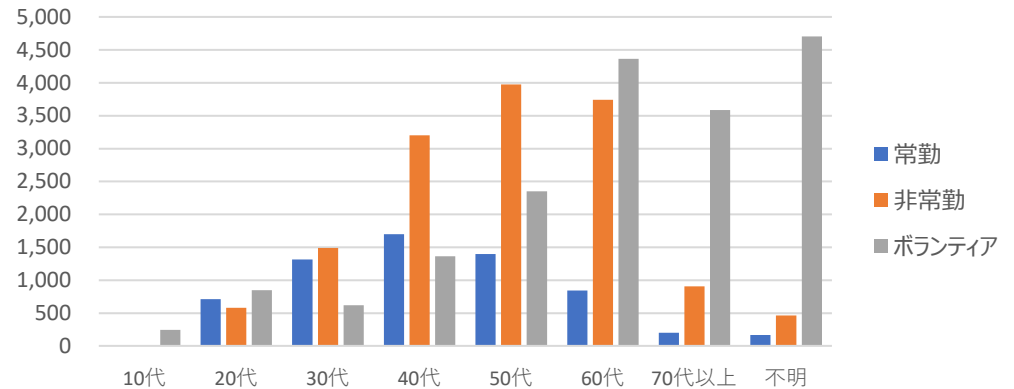
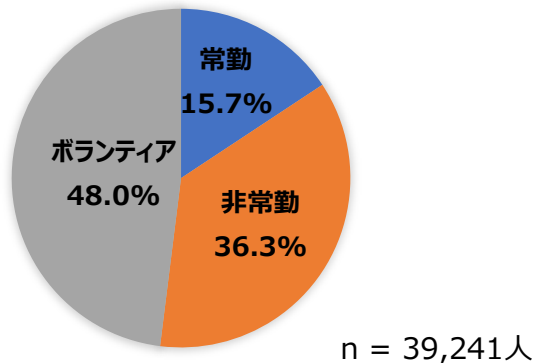
(参考) 日本語教育機関 (法務省告示機関) における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	272	1,053	998	1,088	1,559	4,970
割合	5.5%	21.2%	20.1%	21.9%	31.3%	100.0%

出典：令和3年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

(参考)日本語教育能力検定試験(概要)

※公益財団法人日本国際教育支援協会資料に基づき文化庁作成



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

実施主体	公益財団法人日本国際教育支援協会		
対象	・日本語教員となるために学習している者 ・日本語教員として教育に携わっている者		
目的	・日本語教育の 実践につながる体系的な知識 が基礎的な水準に達しているかどうか ・状況に応じてそれらの知識を関連づけ 多様な現場に対応する能力 が基礎的な水準に達しているかどうか		
受験資格	特になし	受験料	14,500円(税込)
試験実施	年1回、全国7地区	受験実績	応募者数:10,216名(うち全科目受験者8,269名) 合格者数:2,465名(全科目受験者の29.8%) (令和3年度)
試験内容			

を検定する

※昭和62年より実施

科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の 実践につながる基礎的な知識 を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、 音声 を媒体とした 出題形式 で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる 基礎的な問題解決能力 を測定する。

※令和4年度試験より、「必須の教育内容」に準じた出題範囲に移行予定

地域における日本語教育関係

◆外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と関係機関の連携が課題として多い。

現状・課題/多様なニーズへの対応

《現状》ニーズの多様化

- 生活者、就労者、企業等の新たな学習ニーズ
特に技能実習生などの生活・就労に関する日本語学習ニーズが増
- 児童生徒の就学前の学習、就学後のサポート
- 生活に必要な日本語のレベルの高さ(病院、役所の対応、コロナ禍での対応などの生活に必要な日本語とともに、就労に必要な日本語)

《課題》多様化するニーズへの対応が十分でない

- 生活者、就労者のニーズとして初級程度のレベルなどへの対応、ノウハウが十分でない
- 未就学の外国人児童生徒への指導者の確保、指導法などノウハウの共有が困難
- 外国人居住地の地域散在により日本語教室が通える場所に無いこと
- 就労者が増加する中で、働きながら学ぶための日本語教室の場所・時間的な課題
- 財源不足

対応策(例)

- 専門性を有する指導者(地域コーディネーター、日本語教師)の不足
- 専門機関(日本語学校・大学)との連携ができていない

《検討している対応策》

①ニーズの把握

- ・総合調整会議や地域コーディネーター配置によるニーズ把握・普及
- ・空白地域における市町村との連携によるニーズ把握・普及啓発

②専門的な教育機関との連携、指導者・支援者の確保

- ・日本語教師など専門性を有する者の派遣依頼
- ・大学・日本語学校との連携による助言・指導
- ・ボランティア研修の講師として派遣依頼
- ・指導者等の人材のネットワーク化、マッチング

③学習環境

- ・ニーズに対応した市町村、日本語教育機関との連携による日本語教室の立ち上げ・試行
- ・就労者や、通えない方に対応したオンライン教育

●地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

日本語教育

取組状況

- 日本語学習の機会を提供する事業の内容等
 - ・日本語学習の機会を提供する事業を「行っている」は、**156団体(64%)**
→ 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合
- 日本語教育の実施対象等
 - ・実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%)、「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
 - ・受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体(34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合
- 日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由
 - ・事業を「行っていない」は、**50団体(20%)**
→ 行っていない理由は、「人員不足」(20団体(40%))が最も多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合

課題

事業の担い手不足や高齢化、後継者確保等を課題に挙げる団体が多い

人員不足	142(58%)
財源不足	115(47%)
事業運営上のノウハウ不足	66(27%)

■ 具体的な回答内容 (一部抜粋)

- ・受講したい外国人に比べ、講師数が不足している
- ・多くの日本語教室で、高齢化と後継者・財源不足が課題となっている
- ・ボランティア不足、ボランティアのスキルアップ

国への要望

継続的な事業実施等のための予算措置を要望する団体が多い

予算措置	153(62%)
情報提供	109(44%)
人材育成・派遣	105(43%)

■ 具体的な回答内容 (一部抜粋)

- ・継続的で安定し、通年で活用できる予算措置が必要
- ・日本語教師の育成にかかる専門家の派遣及び謝礼等の財源補助
- ・国が実施主体となり、全国一律で言語保障としての日本語教育の機会の提供を行ってほしい

就学前の外国人児童を対象とする支援

取組状況

- ・就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「実施している」は、**85団体(35%)**
→ 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体(33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合
- 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び外国語(9か国語))を送付している」などがあつた
- ・事業を「実施していない」は、**130団体(53%)**
→ 実施していない理由は、「人員不足」(54団体(42%))、「財源不足」(47団体(36%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合

課題

支援を担う人材の不足を課題に挙げる団体が多い

人員不足	109(44%)
財源不足	101(41%)
情報提供	79(32%)

■ 具体的な回答内容 (一部抜粋)

- ・(外国人児童の)母語を話せる指導員が不足
- ・義務教育ではないことから各自治体での対応となり、財源及び人員面で困難な状況

国への要望

事業の実施に必要な予算措置を要望する団体が多い

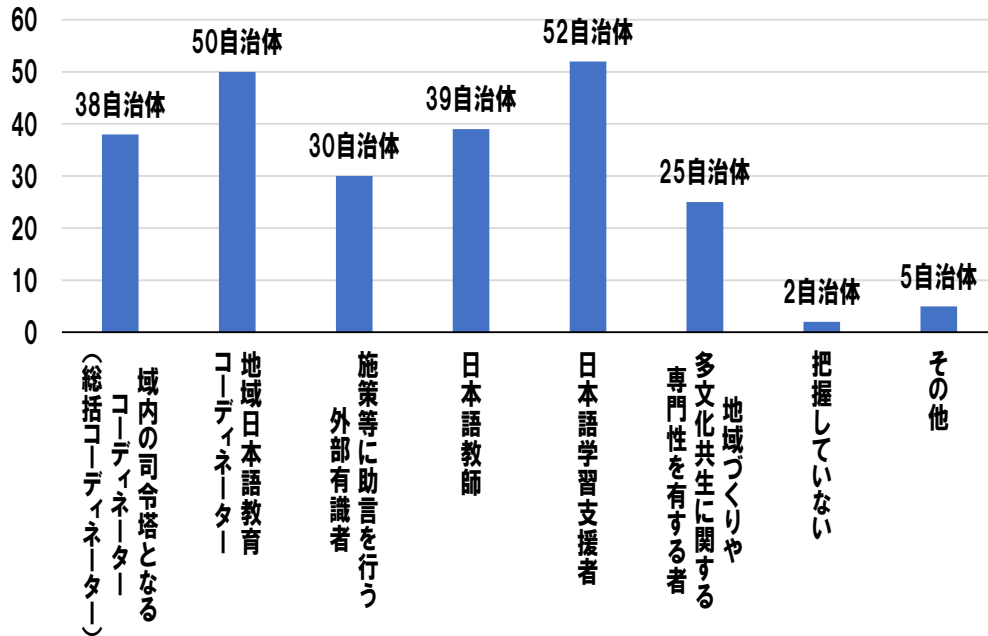
予算措置	120(49%)
情報提供	100(41%)
人材育成・派遣	69(28%)

■ 具体的な回答内容 (一部抜粋)

- ・幼稚園等への翻訳機導入の補助制度の創設
- ・就学前の外国人児童に対応した日本語の参照枠と測定のためのテストの検討・作成

●地域の日本語教育に携わる人材、連携状況

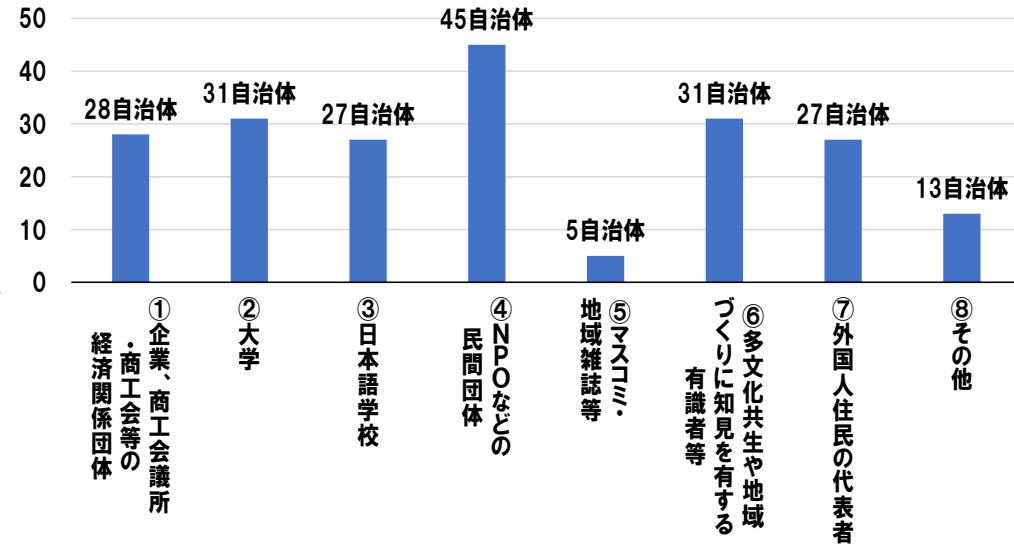
地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



《課題》 地域日本語教育専門家の育成・確保

- ・ 地域日本語教育コーディネーター不在
- ・ 専門性の高いアドバイザーや日本語教師の人材不足
- ・ ボランティアの高齢化、後継者の確保

日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）（複数回答）



《課題》 地域の多様なニーズに対して、支援体制整備、関係者の連携が十分でない

- 行政、外国人受け入れ団体（企業、管理団体、教育機関など）、日本語教育関係者との連携が十分でない。
- 就労者の学習ニーズが高まる中で、地方自治体と、就労関係機関、日本語教育機関との連携ができていない。
- 日本語教育を希望する外国人の受け入れ事業者との役割分担が明確になっていない。
- 都道府県と市町村の連携による空白地域への対応、理解促進が十分でない

検討している対応策

《関係機関との連携において検討している対応策》

(例)

- 関係者が参画する「総合調整会議」の開催、意見交換の場、シンポジウム・セミナー開催
- 総括コーディネーター及び、各圏域に地域を担当するコーディネーターを配置し、各地の実情把握、関係機関との連携体制の構築を推進
- 空白地域を埋めるため、市町村との連携による日本語教室の立ち上げを支援する日本語教室モデル事業を実施
- 在留外国人の多くを占める外国人労働者（技能実習生）に対して、日本語学習機会を提供
- 日本語教師派遣の受入れを検討する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とのマッチング
- 複数企業との連携による日本語学習機会の提供

《日本語教育機関との連携》（例）

- 総合調整会議に参画、助言
 - 地域日本語教育コーディネーターとして日本語教師に依頼
 - 県が実施する市町村と連携したモデル日本語教室に、日本語教育機関の教師が、指導者として参加
 - 初学者の指導方法について、学習支援者向けの研修会における講師として依頼
 - 学習支援者対象のICT活用研修実施を日本語学校に委託
 - 企業と連携した日本語教室運営を日本語学校に委託
- ※連携していない自治体の理由
- 地域に日本語教育機関が少ない。日本語教育機関との連携方法が分からない
 - 学校は留学生向けであり、生活者としての外国人向け日本語教育が提供されていない。
 - 専門性が高い日本語教育の委託を検討中。

《今後、日本語教育機関に期待すること》

- 地域日本語教育コーディネーターとしての人材派遣、日本語教室、教育委員会の学習支援者等への紹介、各種研修における人材派遣
- 外国人への専門的指導、学習支援者への専門的指導方法などノウハウの共有
- 留学生だけでなく、地域の「生活者としての外国人」受け入れの体制づくり

●地域日本語教育の指導者（日本語教育コーディネーターの状況）

■日本語教育コーディネーター259名： 多い県は10名以上、配置されていない自治体は4か所

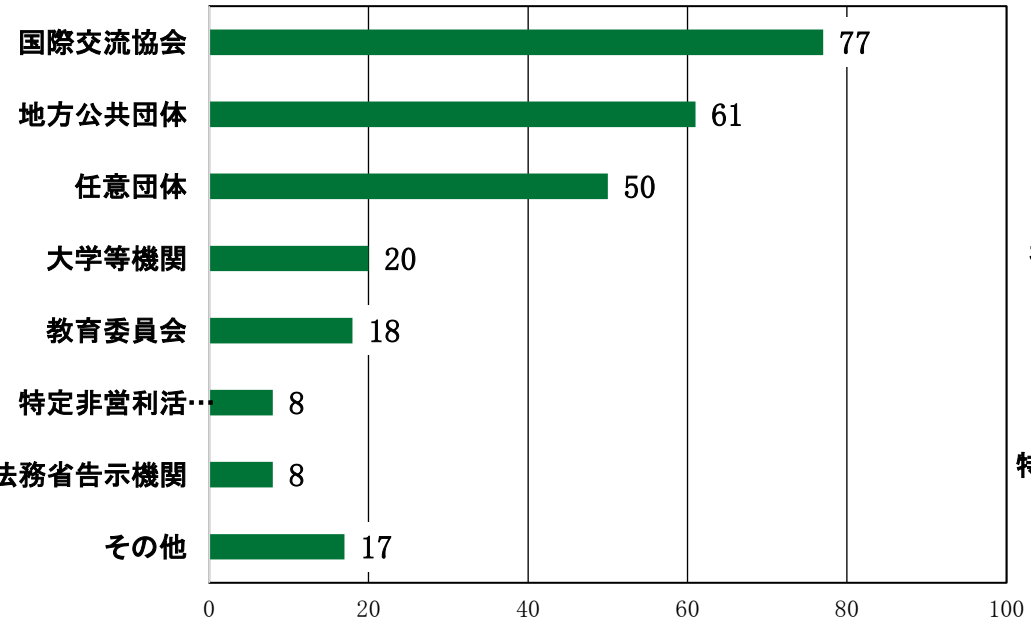
■業務内容

「日本語教師や関係機関との連絡・調整」が233件、「地域における日本語教育の企画・運営」が231件、「地域における日本語教育の実態把握」が182件、「日本語教師の養成・研修」が135件。

	連絡・調整	地域日本語教育の企画・運営	実態把握	指導者養成・研修	その他
コーディネーター業務内容	233	231	182	135	38

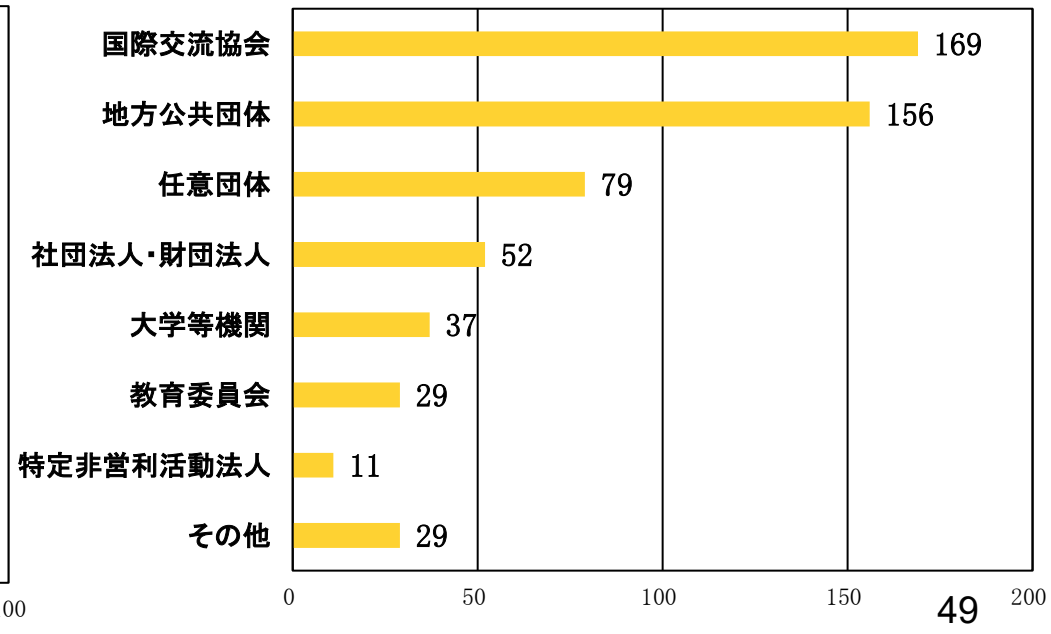
日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数

(n=259)

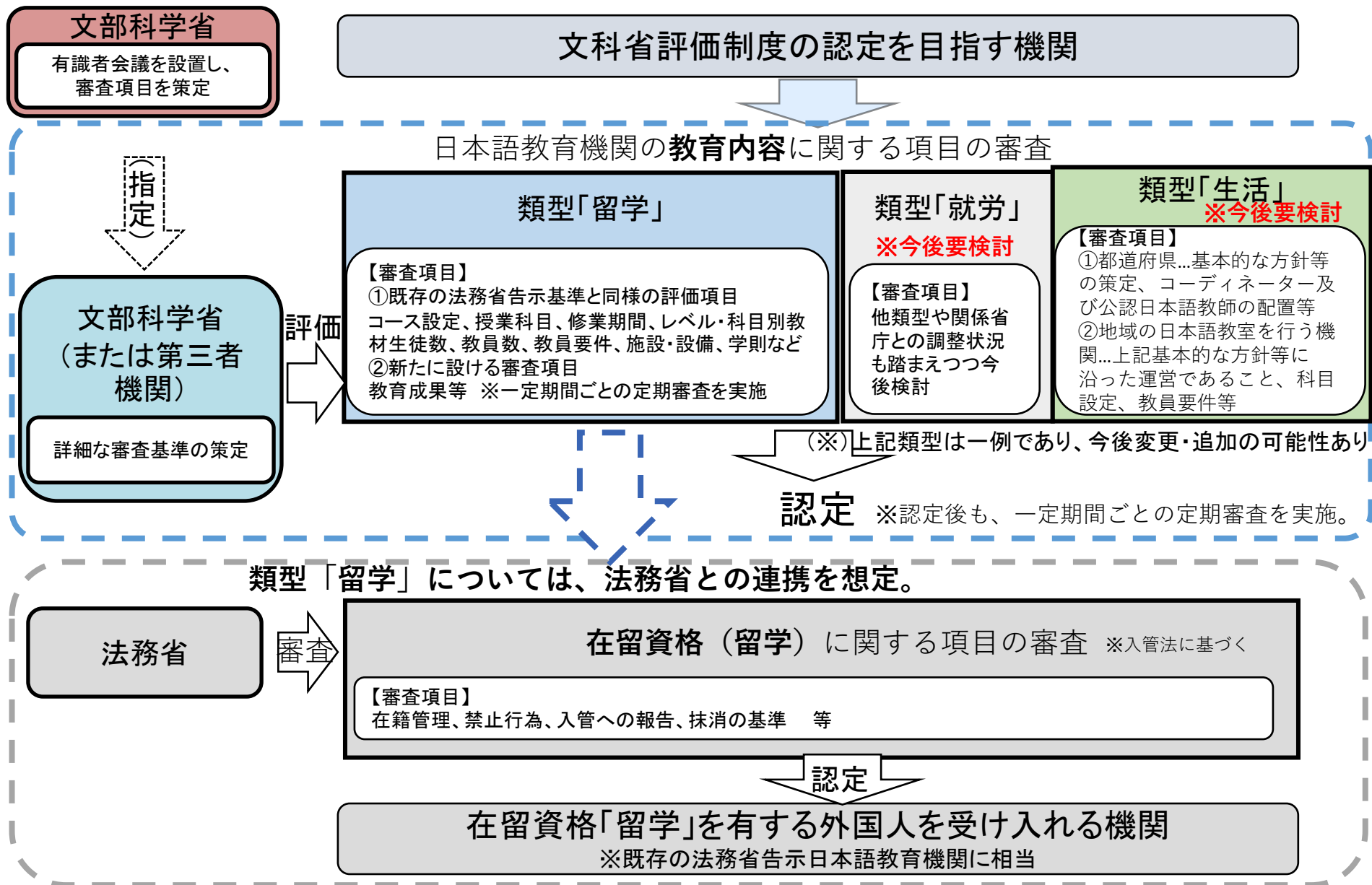


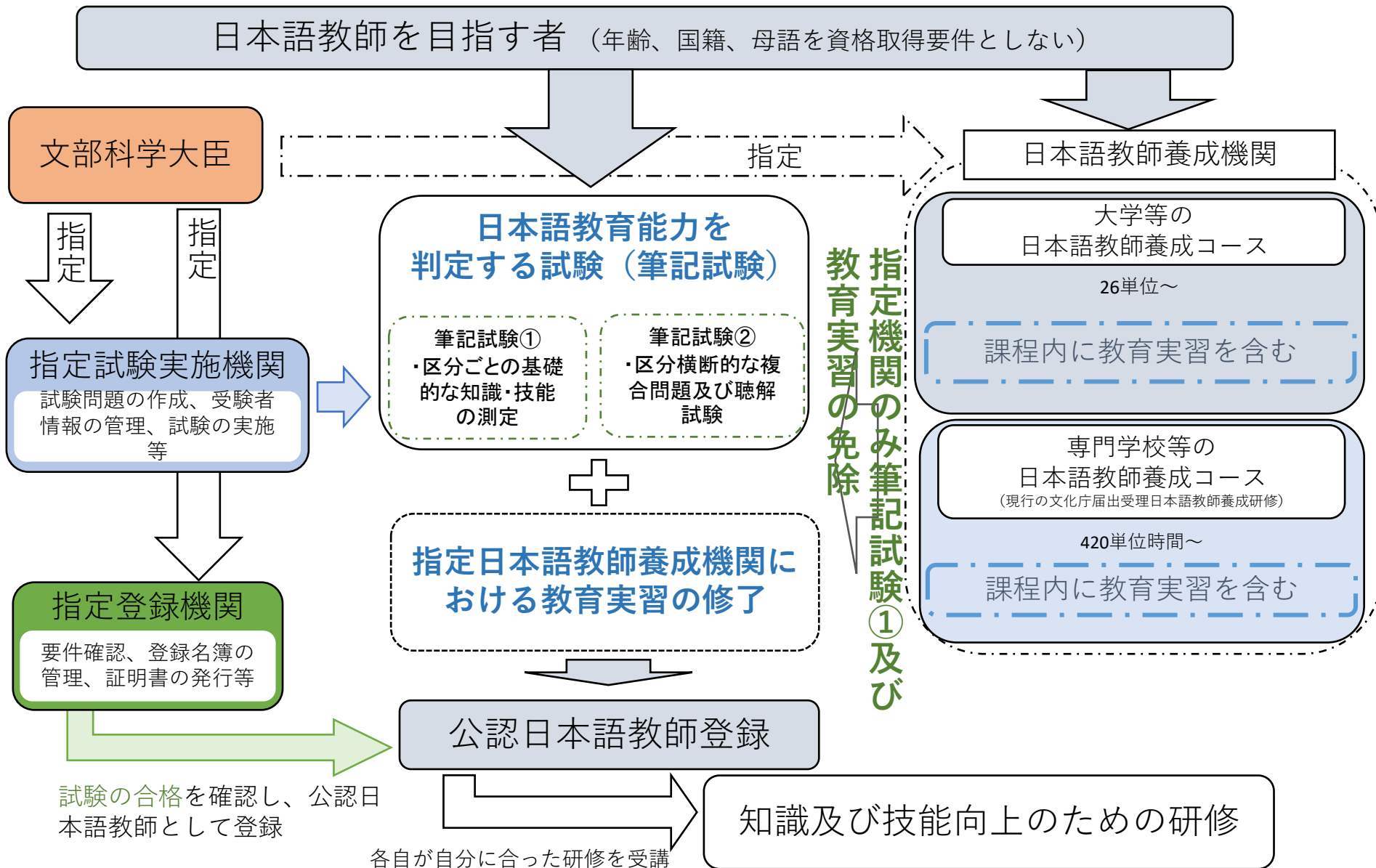
日本語教育コーディネーター数

(n=562)



日本語教育に係る各種提言



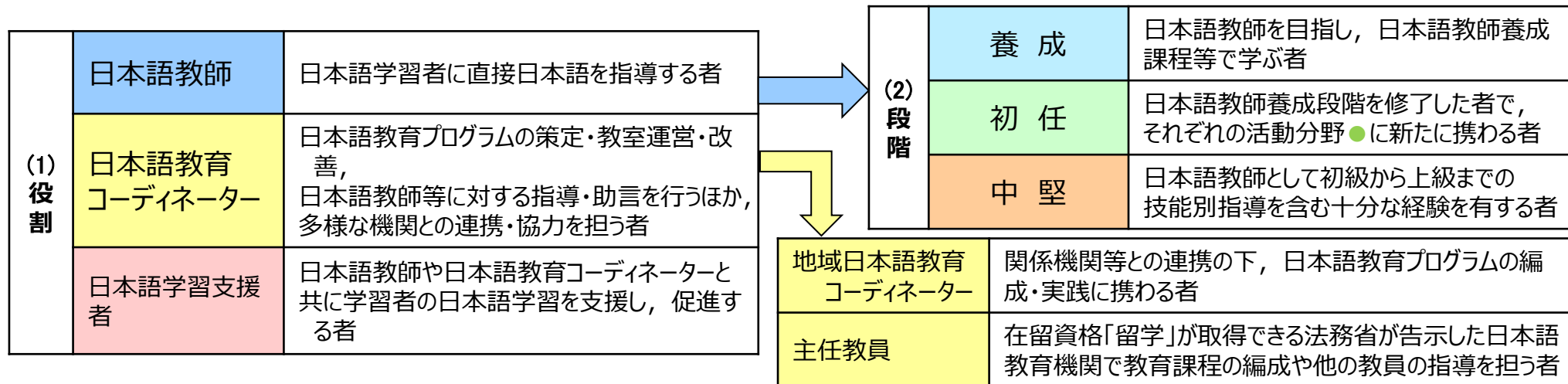




検討のポイント

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント** : ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力**、**教育内容**、**モデルカリキュラム**を提示
 ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について(1)役割、(2)段階、(3)活動分野別に整理



(3) 活動分野

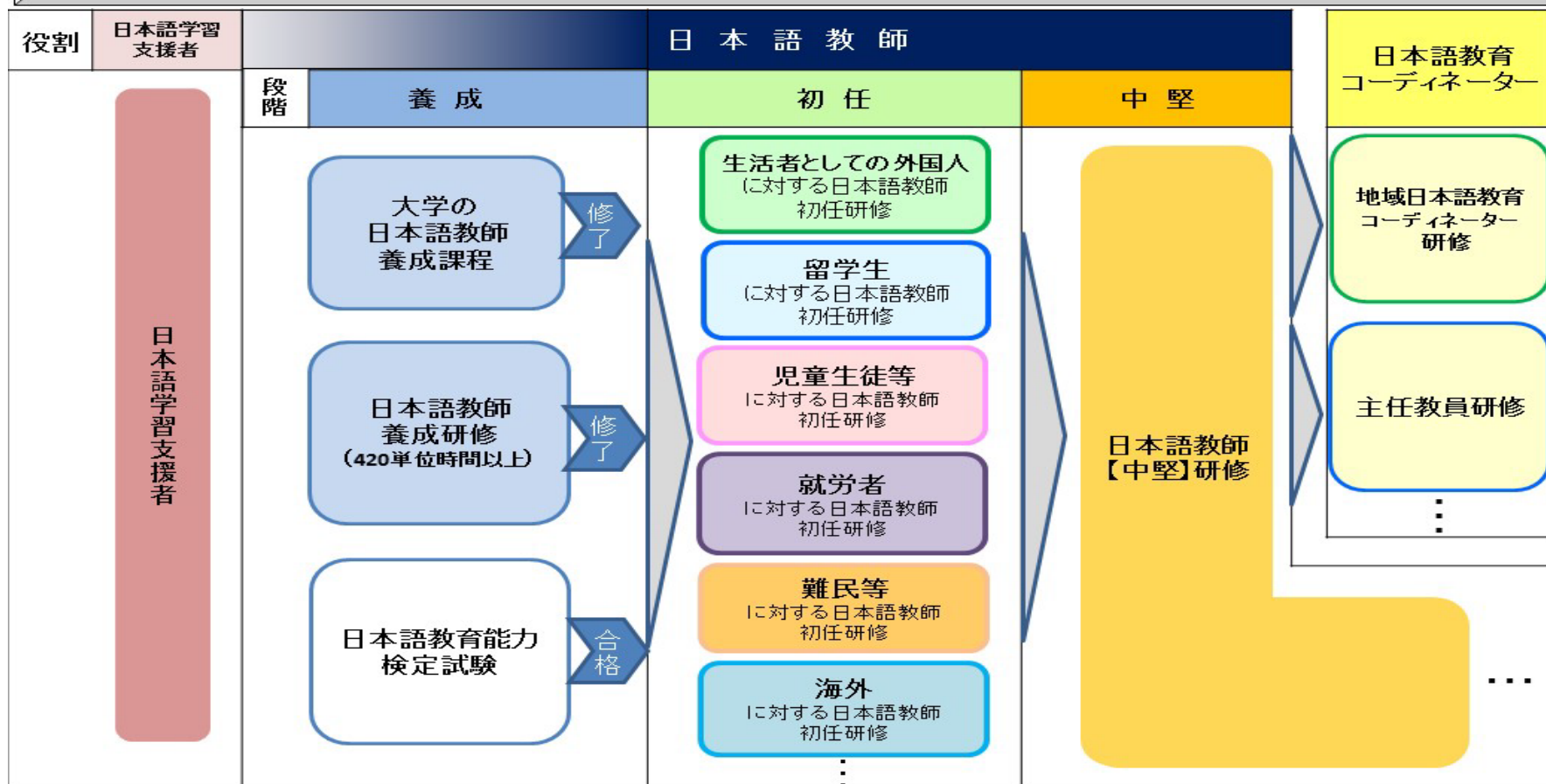
●の6つの活動分野を提示。

- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労者 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



(参考) 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

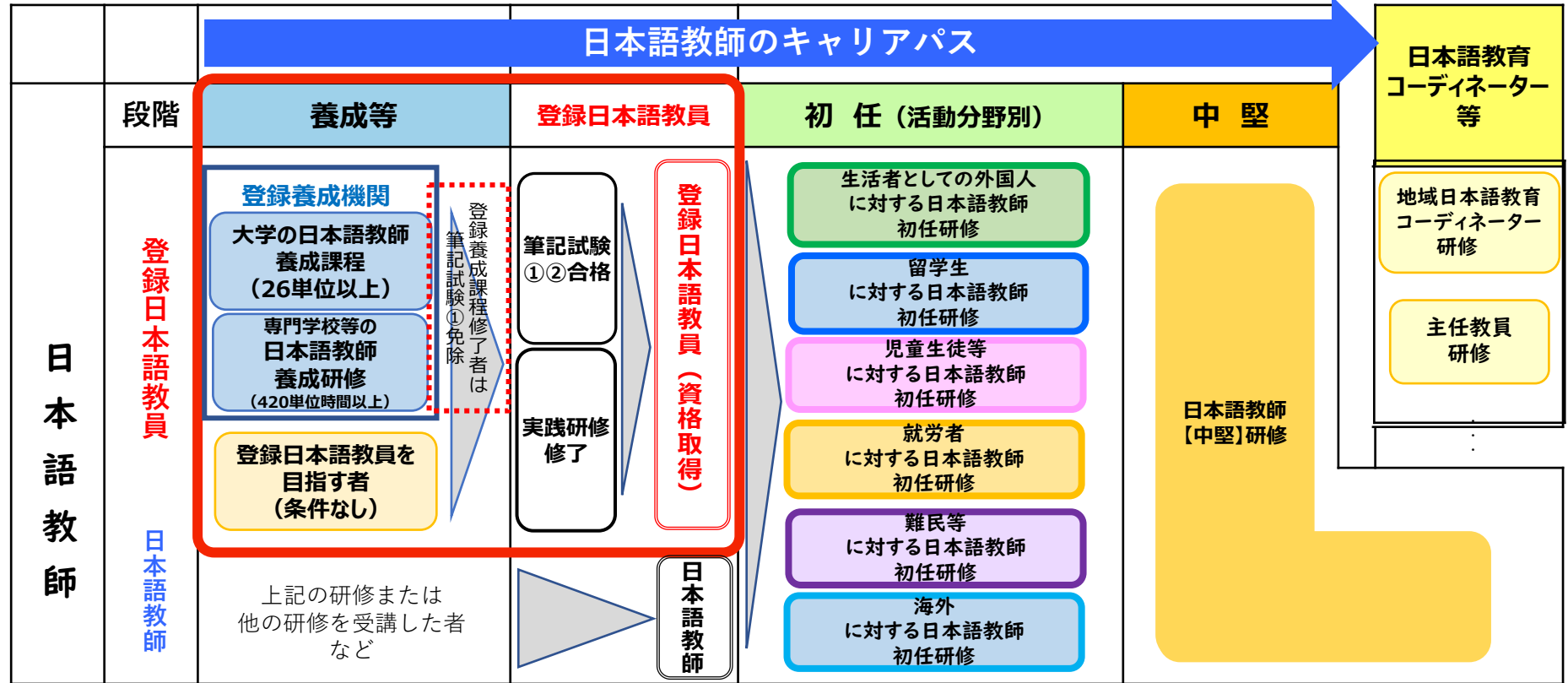


日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等

※1単位時間は45分以上とする。

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

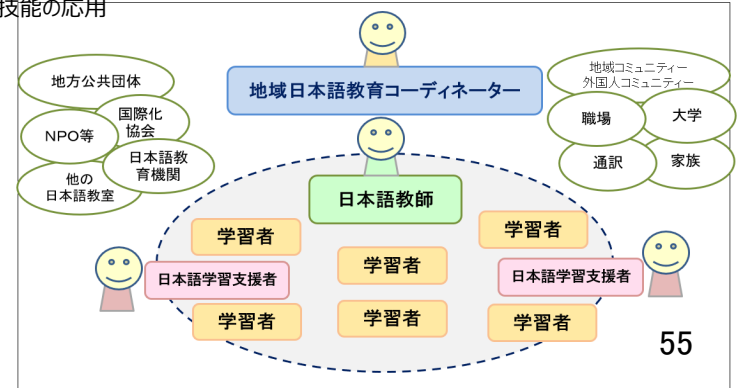


※筆記試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、筆記試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



日本語教師の養成における教育実習

日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。

教育実習の指導項目としては、以下①～⑥を全て含めること。

教育実習の指導項目	実習内容(例)
①オリエンテーション	○教育実習全体の目的の理解 ○教育実習の構成要素と内容の理解 ○学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	○授業見学のポイントや視点の理解 ○授業見学及び振り返り ○授業ビデオ観察及び振り返り
③授業準備	○教壇実習に向けた指導項目の分析 ○教壇実習に向けた教案作成 ○教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	○模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	○教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	○教育実習全体としての振り返り

日本語教師の養成における教育内容

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

◎ 必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において**必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。**

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
- (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力及び研修における教育内容（初任研修の例）

1. 活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力

資質・能力を【知識】【技能】【態度】に分けて整理

- 【知識】・・・1 留学生に対する教育実践の前提となる知識
2 日本語の教授に関する知識
- 【技能】・・・1 教育実践のための技能
2 成長する日本語教師になるための技能
3 社会とつながる力を育てる技能
- 【態度】・・・1 言語教育者としての態度
2 学習者に対する態度
3 文化多様性・社会性に対する態度

2. 初任研修における教育内容

3領域: 社会・文化に関わる領域
教育に関わる領域
言語に関わる領域

5区分: 社会・文化・地域
言語と社会
言語と心理
言語と教育
言語

上記を**15下位区分**に分け教育内容を設定

日本語教師の主な活動分野

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教師（初任）
- 留学生に対する日本語教師（初任）
- 就労者に対する日本語教師（初任）
- 児童生徒等に対する日本語教師（初任）
- 難民等に対する日本語教師（初任）
- 海外に赴く日本語教師（初任）



1. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】	<p>【1 「生活者としての外国人」に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。</p> <p>(3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。</p> <p>(5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するというを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。</p> <p>(3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者より良い関係を構築できるよう促すことができる。</p> <p>(7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個性性と学びに向き合おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。</p>

2. 留学生に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
留学生に対する日本語教師【初任】	<p>【1 留学生に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語指導を実施する上で必要な知識を持っている。</p> <p>(2) 進学や就職に必要な試験や、その内容を指導するために必要な知識を持っている。</p> <p>(3) ICT等の多様なリソースを活用した指導を行う上で、必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 言語習得に関する実践的な知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(5) 学習者が他者と協働し、自律的かつ主体的に学んでいけるようにするために必要な知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語能力を身に付けるための効果的な指導ができる。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てるための教育実践ができる。</p> <p>(4) ICT等の多様なリソースを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(5) 様々な規模・形態のクラスの管理・運営を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 複数の教師でクラスを担当するチームティーチングについて理解し、教師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 日本語学習だけでなく、進路選択に関しても担当者と連携し、多様な関係者と共に関わり、指導を実践しようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 留学生を取り巻く国内外の社会状況の変化に関心を持つようとする。</p> <p>(5) 学校外の地域社会や他者とのつながりを持つことの意味を理解し、社会とつながる機会提供に努めようとする。</p>

3. 就労者に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
就労者に対する日本語教師【初任】	<p>【1 就労者に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 外国人が日本で就労するに際して必要となる手続きや法制度、外国人材受入れ施策の動向に関する基礎的な知識を持っている。</p> <p>(2) 外国人に対するキャリア支援に関する基礎的な知識を持っている。</p> <p>(3) 日本での就労準備から就労後の職場で用いられる日本語及び職場の文化やビジネスコミュニケーション等に関する一定の知識を持っている。</p> <p>(4) 学習者の社会経験や文化背景等に起因する職業観や就労に対する意識・習慣ならびに学習者が直面する文化摩擦や心理不安の要因となる事柄に関する一定の知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(5) 職場での日本語の使用状況の観察を行うなど、職場における文化やビジネスコミュニケーションに関する実践的な知識を持っている。</p> <p>(6) 就労準備から就労後に至るまでの幅広い日本語教育プログラムやリソース・ツール等の教育実践に必要な知識を持っている。</p> <p>(7) 学習者自身が発話のモニタリング・振り返り等を行い、周囲の協力を得ながら自ら学習を進めていけるようになるための教育実践に必要な知識を持っている。</p>	<p>【1 就労者に対する教育実践のための技能】</p> <p>(1) 当該機関における日本語教育プログラムを踏まえ、就労分野別の学習者の状況に応じた指導計画を立て、実施することができる。</p> <p>(2) キャリア支援の視点を持ち、学習者が自らのキャリアについて意識し、就労に必要な日本語能力を身に付けるための効果的な教育実践ができる。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進するために、ICT等の多様なリソースを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(4) 職場でのコミュニケーションにおいて文化摩擦が生じる可能性のある場面を取り上げ、異文化適応能力を養うための教育実践ができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(5) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p>(6) 日本語学習の成果や課題を学習者や職場関係者と共有し、より具体的な改善に繋げるための評価を実践することができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 職場をはじめとする関係者と学習者をつなぎ、学習者の日本語使用の向上や企業文化の理解を促進するための教室活動をデザインすることができる。</p> <p>(8) 学習者が職場をはじめとする関係者とより良い関係を構築し、コミュニケーションを活性化することを促すための教室活動をデザインすることができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 日本語教育の専門家として、就労先や学習者自身の課題や目的・目標を理解し、教育実践により良く反映させようとする。</p> <p>(2) 日本語教育を通して、学習者のキャリアにプラスになる支援を行おうとすると同時に、就労の基盤となる分析力や論理的思考力等を育成しようとする。</p> <p>(3) 職場をはじめとする関係者と円滑に協力し、共に効果的に日本語教育プログラムを実践しようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>(5) 学習者のこれまでのキャリアに敬意を払い、異なる社会の中でより良い自己実現を果たせるよう支援しようとする。</p> <p>(6) 学習者の就労に対する希望を踏まえ、目標達成までの日本語学習計画を粘り強く伝え、励まそうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(7) 国内外の外国人材を取り巻く社会状況の変化に関心を持つようとする。</p> <p>(8) 学習者の社会経験や文化背景に基づく職業観を理解し、職場をはじめとする関係者に対して理解を求め、相互理解を促そうとする。</p>

4. 児童生徒等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
児童生徒等に対する日本語教師【初任】	<p>【1 児童生徒等に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 児童生徒等の成長発達の特徴, 及び生育環境の変化による影響について理解している。</p> <p>(2) 児童生徒等の社会化のプロセスについての知識を有し, キャリア支援の視点から将来を想定して日本語指導が果たす役割を理解している。</p> <p>(3) 日本の教育制度を理解し, 学校における児童生徒等の受入れ体制や支援の仕組みに関する知識をもっている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 児童生徒等の言語習得と言語運用の特性に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 児童生徒等に対する日本語及び日本語と教科等に関連付けて教えるための知識, 日本語の指導計画に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 児童生徒等の年齢・能力・文化的背景に応じて日本語の学習活動を設計することができる。</p> <p>(2) 指導計画に即して, 個に応じた指導を行うことができる。</p> <p>(3) 教科等と日本語との統合的な学習活動の支援を行うことができる。</p> <p>(4) 児童生徒等の生活全般に関連付けて教材教具を工夫し, 指導することができる。</p> <p>(5) 児童生徒等の日本語を含む言語の能力を, 多様な角度から把握・評価することができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 実践を分析的に振り返り, 改善のための検討を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 児童生徒等を取り巻く社会の中に, 自身の役割を位置付け, 指導・支援の内容・方法を決定し, 実施することができる。</p> <p>(8) 学校や地域, 家庭などでの児童生徒等の活動や, 将来を想定した指導を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) キャリア支援の視点から, 児童生徒等の日本語学習支援の在り方を考え, 実践しようとする。</p> <p>(2) 日本語指導の現場だけでなく, 学校や地域, 家庭など多様な角度から児童生徒等の日本語の使用や習得状況を捉えようとする。</p> <p>(3) 担当教師, 学校関係者や保護者, 地域関係者と円滑に協働し, 効果的に日本語学習支援を行おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 複雑な事情を抱える多文化家族の背景を理解し, 児童生徒等に寄り添おうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(5) 指導する立場であることや多数派であることは児童生徒等やその保護者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し, 自身のものの見方を問い直そうとする。</p>

5. 難民等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
難民等に対する日本語教師【初任】	<p>【1 難民等に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 世界の難民等の状況や国内の難民等を取り巻く状況について基礎的な知識を持っている。</p> <p>(2) 日本の難民等受入れ施策に関する基礎的な知識を持っている。</p> <p>(3) 難民等に対する日本語教育の経緯や変遷に関する知識を持っている。</p> <p>(4) 難民等が持つことが多い学習上の様々な困難について理解し、日本語教師としてコミュニケーションを取るための基礎的な知識を持っている。</p> <p>(5) 難民等が日本での生活及び学習において直面する課題や、問題が生じた場合の相談先や支援団体等について知識を持っている。</p> <p>【2 日本語教育に関する知識】</p> <p>(6) 難民等に対する教育実践を行う上で、配慮すべき事柄に対する専門知識を持っている。</p> <p>(7) 難民等に対する日本語教育プログラムを効果的に実践するために必要となる教育方法に関する知識を持っている。</p> <p>(8) 難民等の日本語能力や習得状況に応じた評価を適切に行う上で必要となる知識を持っている。</p>	<p>【1 難民等に対する教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、子供から高齢者まで学習者の状況に応じ、適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) 学習者の状況やライフステージに応じた指導方法を選択し、効果的な教育実践ができる。</p> <p>(3) 学習者の経験や背景、精神状態や心理に配慮した教室活動、クラス運営を行うことができる。</p> <p>(4) 学習者の自律的な日本語学習を支援するために、ICT等の多様なリソースを把握し、それらを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(5) 学習者及び支援関係者に分かりやすく、学習動機にも配慮した評価を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p>(7) 日本語学習の成果や課題を学習者やその家族等の関係者と共有し、より具体的な改善に繋げるための評価を実践することができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(8) 社会と学習者をつなぎ、学習者の日本語使用や日本文化の理解、社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる。</p> <p>(9) 高齢者には日本語学習を通じた日本社会との接点を求める方も多いため、生涯学習としての日本語教育という観点から活動をデザインすることができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 日本語教育の専門家として、学習者自身の課題や目的・目標を理解し、教育実践により良く反映させようとする。</p> <p>(2) 日本語教育を通して、学習者のQOLの向上及びキャリアパスにつなげようとする。</p> <p>(3) 家族や周囲の支援関係者と円滑に協働し、効果的に日本語教育を行おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 学習者自身及び周囲の支援関係者を励まし、力付け、日本語学習を継続していけるよう支援しようとする。</p> <p>(5) 学習者の言語やこれまでの経験に敬意を払い、個々の事情に配慮しながら、異なる社会の中で一つずつ目標を達成していけるよう支援しようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(7) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、難民等が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。</p>

6. 海外に赴く日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
海外に赴く日本語教師【初任】	<p>【1 赴任国・地域等における教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 赴任国・地域等の社会制度や歴史、宗教などの文化的背景及び赴任国・地域等と日本との関係性に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(2) 赴任国・地域等で用いられる言語の知識及びその言語と日本語との言語学的対照に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(3) 赴任国・地域等において日本語教育が行われる社会背景や、赴任国・地域等の教育文化及び言語施策・制度等の教育事情について知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 赴任国・地域等における日本語教育プログラムの目的と、それに適した実践的な教育方法に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 赴任国・地域等に適した言語文化教育・日本文化事情教育に関する実践的な知識を持っている。</p> <p>(6) 赴任国・地域等をはじめ、国内外の多様なリソース・ツールを教育で活用するための知識を持っている。</p> <p>【3 赴任国・地域等における生活・文化に関する知識】</p> <p>(7) 赴任国・地域等及び周辺の世界情勢や治安、医療等の生活の基盤整備に関する情報にアクセスするための知識を持っている。</p> <p>(8) 赴任国・地域等の法律、生活で配慮すべきこと、快適に生活する方法等について基本的な知識を持っている。</p>	<p>【1 赴任国・地域等における教育実践のための技能】</p> <p>(1) 赴任国・地域等の教育機関における日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) 学習者それぞれの目的に適した日本語能力を身に付けるための効果的な教育実践ができる。</p> <p>(3) 赴任国・地域等や国内外にある多様なリソース・ツールを効果的に活用して、学習者の学習動機を高め、教室内外において学習者の日本語運用力及び日本理解を促進することができる。</p> <p>(4) 赴任国・地域等の日本語教師に対して、日本語及び日本語教育に関する指導・助言を行うことができる。</p> <p>(5) 赴任国・地域等の日本語教育プログラムの運営に関わるマネージメントやコーディネートを行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した教育活動を分析的に振り返り、改善ができる。</p> <p>【3 赴任国・地域等で日本語教師として自立する技能】</p> <p>(7) 赴任国・地域等で用いられる言語を使って意思疎通ができる。</p> <p>(8) 赴任国・地域等の法令を遵守し、文化を尊重しながら、自立的に生活することができる。</p> <p>(9) 赴任国・地域等の情勢や安全に関する情報を収集・活用し、周囲の協力を得ながら、必要な危機管理ができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 多様な文化背景や教育観を持つ教師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 赴任国・地域等の教育理念等を理解し、それに適した教育実践を行おうとする。</p> <p>(3) 赴任国・地域等の文化・言語・社会について関心を持ち、理解を深めようとする。</p> <p>(4) 赴任国・地域等において期待される教師としての立場、役割を見出そうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(5) 海外では日本文化や日本人との接触機会が限られるため、日本文化や日本人の捉え方がステレオタイプに陥らないよう、多様性を提示するよう努めようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 国内外の社会状況や、その変化に関心を持つようとする。</p> <p>(7) 赴任国・地域等と日本との相違点について理解しながら、多様な文化や価値観を尊重し、必要に応じて寛容な態度を取ろうとする。</p> <p>(8) 日本語母語話者あるいは日本人日本語教師である場合、そのことが学習者や非母語話者日本語教師及び現地関係者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p>

1. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	
			②異文化接触	(1)国・地域の在留外国人施策
			③日本語教育の歴史と現状	(2)「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 (地域国際化協会等の関係団体情報) (3)言語サービス (多言語化・「やさしい日本語」)
		言語と社会	④言語と社会の関係	(4)「生活者としての外国人」の多様性 ・言語背景, 文化的背景 ・言語管理, 家庭内言語マネジメント ・ニーズの多様性
			⑤言語使用と社会	(5)外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・地域生活関連情報 ・エンパワーメント ・人間関係・ネットワークを築く力 (6)「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 ・目的に応じた学習内容 ・「標準的なカリキュラム案」
	教育に関わる領域	言語と心理	⑥異文化コミュニケーションと社会	(7)「生活者としての外国人」の異文化受容・適応
			⑦言語理解の過程	
		⑧言語習得・発達	(8)学習方法 ・学習者タイプ ・学習スタイル ・学習ストラテジー ・自律学習	
		⑨異文化理解と心理	(9)日本語の学習・教育の情意的側面	

言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(11)各種指導法, 教授法 ・地域日本語教室見学, 活動参加 ・活動の振り返り (12)コースデザイン演習 ・ニーズ分析 ・学習内容 ・カリキュラムデザイン ・社会参加につながる活動の設計 ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 (13)日本語能力の評価 ・「生活者としての外国人」の日本語能力 ・適切なレベルチェックの仕方 ・自律学習と評価 (14)指導力の評価 ・分析的な振り返り ・自己点検 ・課題の共有 ・改善方法の検討
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
言語に関わる領域	言語	⑫言語教育と情報	(10)「生活者としての外国人」のための教材・教具のリソース ・教材の活用・作成と著作権
		⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ p.25 表2 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

2. 留学生に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

留学生に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	①世界と日本		
		社会・文化・地域	②異文化接触	(1)日本の留学生受入れ施策 ・在留資格 ・法務省の告示基準 ・留学生教育の変遷
			③日本語教育の歴史と現状	(2)法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 (3)日本語の試験 ・日本語能力試験(JLPT) ・日本留学試験(EJU) ・ビジネス日本語の試験
		言語と社会	④言語と社会の関係	(4)日本と海外の教育制度の違い
			⑤言語使用と社会	(5)進路選択関連情報 ・キャリア教育 ・留学生の進学・就職指導
			⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)留学生の異文化受容・適応 ・異文化間トランス ・メンタル・カウンセリング
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	
	言語に関わる領域	言語と教育	⑨異文化理解と心理	(7)日本語の学習・教育の情意的側面 ・青年期学習者の成長と発達
			⑩言語教育法・実習	(8)演習 ・対象レベル別指導法 ・論文・議論の指導法 ・指導案作成 ・教材作成 ・教室活動 ・評価法 ・自己点検 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化(経験を通して学ぶ力の育成)
			⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
			⑫言語教育と情報	(9)留学生のための教材・教具のリソース (10)著作権 (11)統計処理(テスト・評価・成績管理)

言語	⑬言語の構造一般	
	⑭日本語の構造	
	⑮言語研究	
	⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ: p.26 表3「留学生に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

3. 就労者に対する日本語教師【初任】研修における教育内容



就労者に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)人の移動とダイバーシティ (2)日本の外国人材受け入れ施策 ・就労に関わる在留資格
		②異文化接触	(3)日本と海外の労働に関する制度の違い ・雇用や社会保障に関する制度 ・メンタルヘルス
		③日本語教育の歴史と現状	(4)就労者に対する日本語教育 ・就労のための日本語教育の多様性 ・就労に関わる日本語能力の要件
	言語と社会	④言語と社会の関係	(5)就労者の多様性 ・言語背景、文化的背景 ・ニーズの多様性
		⑤言語使用と社会	(6)職場におけるコミュニケーション分析 ・社会文化的背景と言語・非言語行動 (7)キャリア支援と日本語教育
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(8)就労者の異文化受容・適応 ・異文化間トランス
		⑦言語理解の過程	
	言語と心理	⑧言語習得・発達	
		⑨異文化理解と心理	(9)学習動機と就労現場における学習者心理 ・職場におけるトラブル ・就労準備、職場における学習者の成長と発達
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(10)コースデザイン演習 ・ニーズ分析の手法（対職場関係者、対学習者） ・目標設定 ・職種・職位・対象別日本語教育内容 ・職種・職位・対象別カリキュラム ・教材作成 (11)各種指導法 ・就労準備、就職後の職場適応及び業務遂行のための日本語教育 ・キャリア形成のためのビジネス日本語教育等の目的別指導方法 (12)評価・報告 ・評価及びフィードバックの方法 （対職場関係者、対学習者） ・分析的な振り返り ・自律学習 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化 （経験や他者を通して学ぶ力の育成）

⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(13)職場コミュニケーションに関する言語間対照
	(14)就労のための日本語教育の教材・教具のリソース ・通信、eラーニング、ICTツール（SNSなど）
言語	⑬言語の構造一般
	⑭日本語の構造
	⑮言語研究
	⑯コミュニケーション能力
	(15)異文化調整能力 ・専門家以外に対する学習効果や日本語教育の必要性の説明

（備考）関連ページ：p.28 表5「就労者に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

4. 児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容	
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本		
		②異文化接触	(1)外国人児童生徒等の現状 ・文化間移動 ・ライフコース	
		③日本語教育の歴史と現状	(2)外国人児童生徒等に対する教育施策 ・特別の教育課程（個別の指導計画） ・学習権	
	言語と社会	④言語と社会の関係	(3)学習環境作り ・日本の教育制度 ・支援体制（学校・地域）	
			(4)地域の現状 ・多文化共生 ・エスニック・コミュニティ ・集住，散在	
		⑤言語使用と社会	(5)学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・マルチリンガリズム ・生育環境 ・言語生活	
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)多文化家族と子供の文化適応 ・アイデンティティ ・文化適応 ・自文化中心主義	
		言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	(7)言語習得と認知発達 ・発達段階と言語習得 ・母語，継承語，第二言語 ・生活言語能力と学習言語能力 ・言語能力の評価
⑨異文化理解と心理	(8)教育・発達心理学 ・リテラシーの発達 ・特別支援のニーズ ・社会化			

言語に関わる領域	言語と教育	(9)日本語指導のコースデザイン ・コースデザインの手順と実際 ・指導計画の策定 ・初期の指導（サバイバル日本語，文字・語彙，文型） ・中期の指導（リテラシー（読み書き）） ・日本語と教科の統合学習 ・キャリア支援
		(10)参与観察・教育実習（模擬授業を含む） ・実習 （授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動） ・現場へのフィードバック
		(11)内省 ・実践の内省 ・事例を通じた内省 ・対話を通じた内省
	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(12)異領域との協働 ・地域の関連機関の視察 ・異領域の関係者との交流
言語	⑫言語教育と情報	(13)児童生徒等のための教材・教具のリソース ・教材・教具の作成 ・著作権
	⑬言語の構造一般	
	⑭日本語の構造	
	⑮言語研究	
	⑯コミュニケーション能力	

（備考）関連ページ：p.27 表4「児童生徒等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

5. 難民等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容



難民等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)世界における難民等の現状 (2)日本における難民等の現状
			②異文化接触	(3)日本の難民等受入れの経緯と基本的な受入れ方針及び受入れ体制等 ・インドシナ・条約・第三国定住難民 ・中国帰国者 ・その他、特別な背景により在留を認められた者
			③日本語教育の歴史と現状	(4)難民等に対する日本語教育 ・インドシナ・条約・第三国定住難民に対する日本語教育 ・中国帰国者に対する日本語教育
	教育に関わる領域	言語と社会	④言語と社会の関係	(5)難民等の多様性 ・言語背景、文化的背景 ・日本での言語使用目的・環境
			⑤言語使用と社会	(6)難民等の社会参加 ・地域支援関連情報 ・エンパワーメント (7)難民等のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習
			⑥異文化コミュニケーションと社会	(8)難民等の異文化受容・適応 ・異文化間トランス
	言語に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	(9)学習者要因 ・学習動機と学習継続意識
			⑧言語習得・発達	(10)言語習得と言語喪失 ・バイリンガル ・学習者スタイル
			⑨異文化理解と心理	(11)教育・発達心理学 ・特別支援のニーズ ・適応障害 ・PTSD, ト라우マ
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(12)演習 ・対象別指導法 (初等教育未修了者に対する日本語教育, 生涯学習としての日本語教育, 進学・就職のための日本語教育等) ・教室活動 ・実習(教室活動への参加や参与観察, 支援活動) ・教材作成 ・評価及びフィードバックの方法	

			・自律学習 ・課題の共有(対支援関係者) ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化(経験や他者を通して学ぶ力の育成)
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
		⑫言語教育と情報	(13)難民等のための教材・教具のリソース ・通信, eラーニング, ICTツール(SNSなど)
	言語	⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	(14)異文化調整能力 ・専門家以外に対する学習者の日本語能力の伸びや変化等に関する説明

(備考) 関連ページ: p.29 表「難民等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

6. 海外に赴く日本語教師【初任】研修における教育内容

海外に赴く日本語教師【初任】研修における教育内容

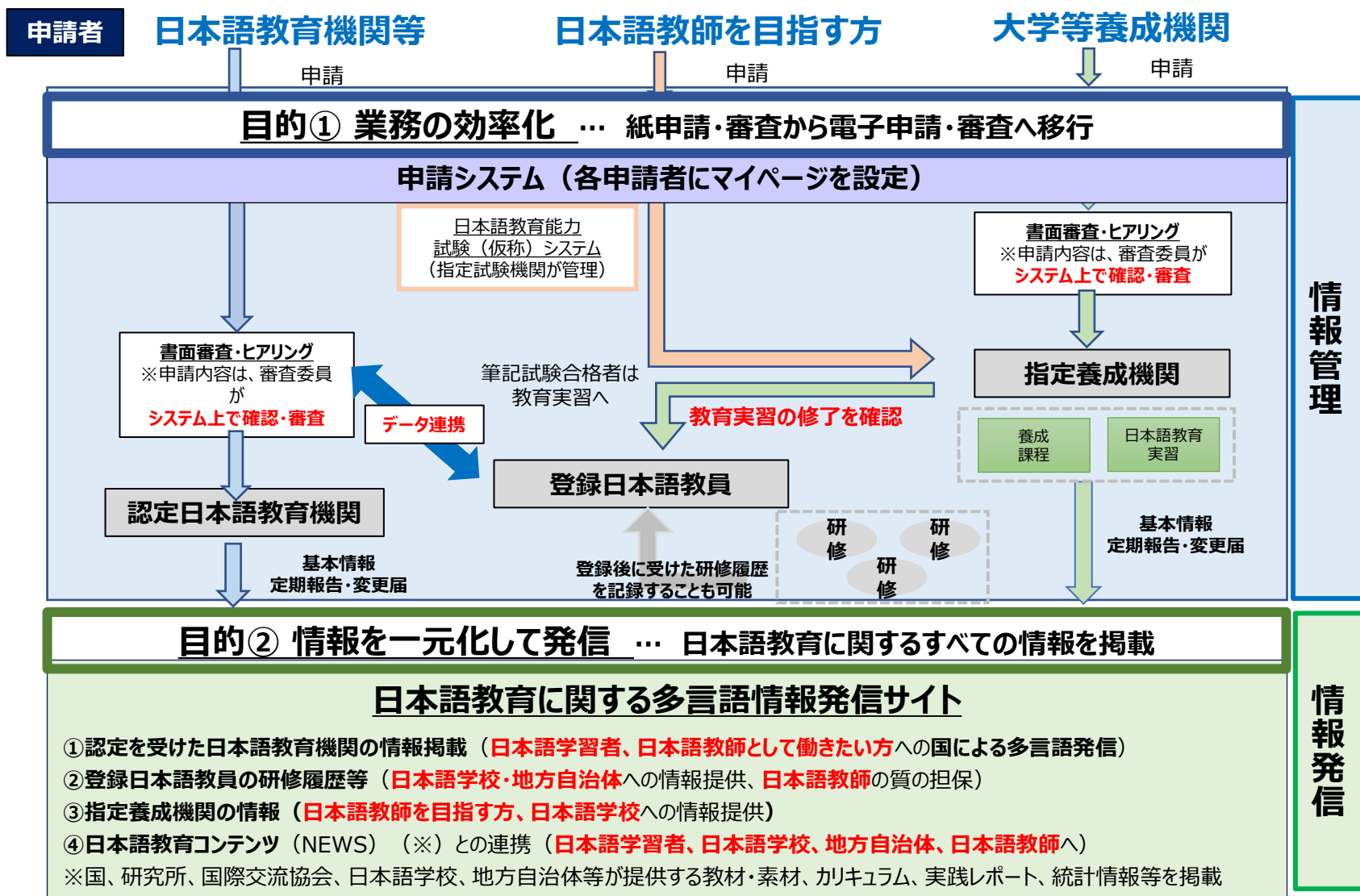
3領域	5区分	16下位区分	教育内容
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	①世界と日本	(1)国際関係・国際情勢 ・赴任国・地域等と日本との関係・情勢
		②異文化接触	(2)海外における日本語学習者の状況 ・赴任国・地域等における日本語・日本文化との接触状況
		③日本語教育の歴史と現状	(3)赴任国・地域等の日本語教育事情
	言語と社会	④言語と社会の関係	(4)赴任国・地域等の言語施策 ・赴任国・地域等における言語教育施策 ・赴任国・地域等における日本語の位置付け ・教育機関相互の言語教育の接続 (アーティキュレーション)
		⑤言語使用と社会	(5)日本語とキャリア開発
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)赴任国・地域等における多文化社会 ・複文化・複言語/多文化・多言語 ・日系社会と継承語教育, アイデンティティ
		⑦言語理解の過程	
	言語と心理	⑧言語習得・発達	(7)言語習得と人の発達 ・発達段階に応じた言語学習 ・母語と第二言語の習得 ・言語習得と人間形成
		⑨異文化理解と心理	
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(8)演習 ・対象別指導法 ・教材分析・教材作成 ・評価法 ・授業観察・模擬授業 ・振り返り・自己点検 ・シラバス・カリキュラム作成・改善*
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(9)異文化マネジメント ・異文化理解教育 ・コミュニケーションに関する言語・文化間対照
		⑫言語教育と情報	(10)教材・教具のリソース ・eラーニング, ICTツール (SNS など)
		⑬言語の構造一般	(11)赴任国・地域等の言語との対照
	言語	⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	
⑰コミュニケーション能力			

コーディネート能力

- (12)赴任国・地域の言語での基礎的なコミュニケーション能力
- (13)海外での実務及び関係者との連携のための能力
 - ・マネジメント能力
(セルフマネジメント, チームマネジメント*)
 - ・ネットワーキング力*
 - ・人材育成能力*
 - ・危機管理能力

(備考1) *は、日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力であるが、赴任国・地域等の事情等必要に応じて、海外に赴く日本語教師【初任】の研修に組み込む場合がある項目。
研修内容は、赴任先及び研修受講者の日本語教育経験等によって異なるものあり、上記全ての内容を必須とするものではない。
(備考2) 関連ページ：p.30 表7「海外に赴く日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

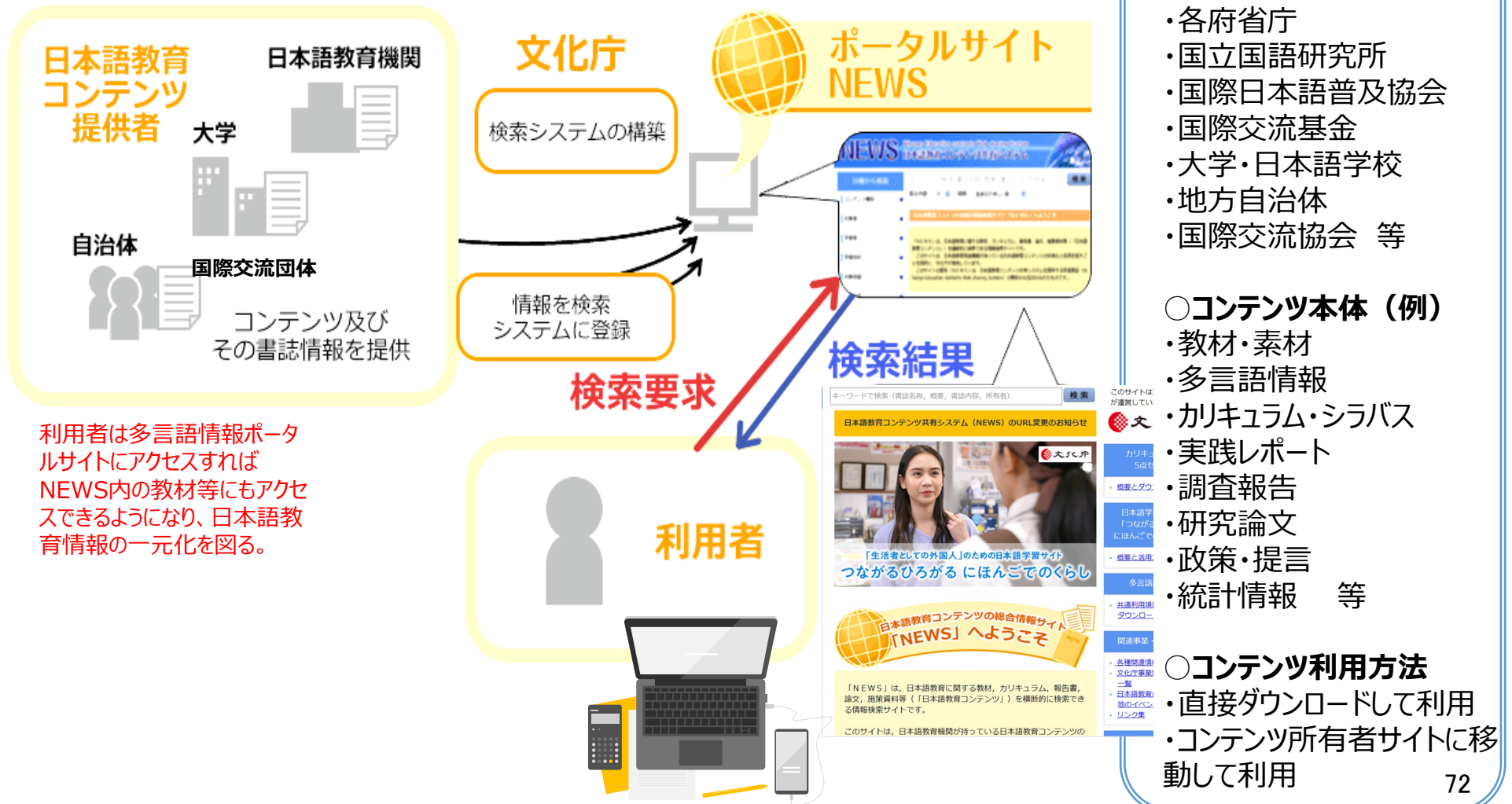
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ (関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

(参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム (NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System)を公開・運用。



利用者は多言語情報ポータルサイトにアクセスすればNEWS内の教材等にもアクセスできるようになり、日本語教育情報の一元化を図る。

II 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。

